

## 平成26年度予算等審査特別委員会記録（第3号）

○日時 平成26年3月17日  
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員（18名）

委員長	七 夕 和 繁
副委員長	平 賀 貴 幸
委員	飯 田 敏 勝
	井 戸 達 也
	小 澤 陽 平
	金 兵 智 則
	工 藤 英 治
	栗 田 政 男
	近 藤 憲 治
	佐々木 玲 子
	空 英 雄
	高 橋 政 行
	立 崎 聡 一
	古 都 宣 裕
	松 浦 敏 司
	山 田 庫 司 郎
	山 田 俊 美
	渡 部 眞 美

財 政 課 長	秋 葉 孝 博
健 康 管 理 課 長	林 幸 一
生 活 環 境 課 長	梅 津 義 則
生 活 環 境 課 参 事	吉 村 学
社 会 福 祉 課 長	鳥 井 本 和 義
介 護 福 祉 課 長	児 玉 卓 巳
子 育 て 支 援 課 長	松 野 憲 司
静 湖 園 長	石 川 進

教 育 長	木 目 澤 一 三
学 校 教 育 部 長	小 田 島 和 之
社 会 教 育 部 長	後 藤 伸 次
社 会 教 育 部 参 事 監	米 村 衛

○事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 明
次 長	吉 田 正 史
総 務 議 事 係 長	岩 尾 弘 敏
係	菊 地 香 代 子
係	松 山 俊
係	田 中 康 平

○議事の概要 別紙のとおり

○欠席委員（0名）

○委員外議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	水 谷 洋 一
副 市 長	大 澤 慶 逸
企 画 総 務 部 長	川 田 昌 弘
市 民 部 長	後 藤 利 博
福 祉 部 長	酒 井 信 隆
経 済 部 長	三 島 正 昭
観 光 部 長	田 口 桂
水 産 港 湾 部 長	鈴 木 義 雄
建 設 部 長	佐 藤 信 之
水 道 部 長	今 野 哲 男
企 画 総 務 部 次 長	岩 永 雅 浩
総 務 課 長	大 島 昌 之

午前10時00分 開議

○七夕和繁委員長 おはようございます。

本日の出席委員は18名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

なお、市長から平成25年度東京農業大学学位記授与式出席のため、遅参の届け出がありましたので報告します。

それでは、早速、本日の日程であります一般会計歳出のうち、民生費、衛生費及びその特定財源に関する歳入の細部質疑に入ります。

質疑者、挙手を願います。

小澤委員。

○小澤陽平委員 おはようございます。

私からはまず、健康管理課所管になります、看護師・薬剤師確保対策支援事業についての質問をいたします。平成26年度新規事業で看護師、薬剤師の対策事業ということで、大変意義があると思われれます。看護師につきましては資格を取得するために最低でも3年間という実務、学校を経て国家試験に臨まなくてはならない。

また、薬剤師におきましては、平成18年以前までは4年制の薬学部を卒業するというので、受験の資格が得られましたが、法律が変わりまして現在は6年制を卒業しなければ資格取得が得られないと、こういうとても時間とお金のかかる学部になりました。

また、それぞれ費用も国立でしたら年間60万円程度、私立だったら最大300万円くらいかかるという、とてもお金のかかるケースが多いというふうに聞いております。

このように医療にかかわるものが必要不可欠となる中、人材の不足が指摘されているこのごろ、資格を取るまでの時間とお金が本当にかかるということで進学を諦めたり、途中で退学などをする例もあると聞いております。

そこで、全国の病院では独自に奨学金制度を行っているというところもたくさんあるというふうに聞いておりますが、この網走市では厚生病院が看護専門学校を運営しながら奨学金制度を行っていると聞いております。現在、そのほかに奨学金制度を実施している病院というのは、この網走市に何病院あるのかお答え願います。

○林幸一健康管理課長 現在、網走市内におきまして奨学金で支援されている病院は網走厚生病

院、それからこが病院、もう一つ網走脳神経外科病院の3病院とお伺いしております。

○小澤陽平委員 現在3病院ということで、実施している病院の数についてはわかりました。

今回、このような事業を行うに当たりまして、やはり人材が不足しているから行うというふうに思いますが、不足と考える現状において人数的にはどのような形で捉えているかお答え願います。

○林幸一健康管理課長 看護師などにおきます医療従事者の不足や地域偏在が著しいことで地域医療の確保において医療適用体制の充実強化を図ることが求められていると認識しております。

その中で、市民、患者と医療提供者との信頼関係を築きながら良質な医療を提供するために最も重要な課題でもあると思っております。

こうした中、市内の医療機関におかれましても看護師の不足により看護体制の確保に苦慮されている状況であるとお聞きしております。

こうしたことから、医療提供体制の充実、強化を支援しようと考えているところでございます。

○小澤陽平委員 足りないというのは新聞報道やテレビなどでも全国的に言われているなどということでも私自身も思っておりますが、この住んでいるまちで実際に病院を運営されている方は、病棟のベッド数に対しまして看護師の数なども法律で決められておりますので、現在、運営している分には何とか人を集めながらやっている現状にあるというのは認識しておりますが、やはり離職率が高かったり、なかなか募集しても人が集まらないという話を聞きますので、その辺は力を入れて今後、取り組んでいかなければ足りなくなったときに急に人を入れようと思ってもなかなかそうはならないという現実があると思います。

また、厚生病院などでは病棟が一つ閉鎖しているという状況にございますので、その分の看護師は人数的にいないという状況だと思っておりますので、もしその病棟がまた運営されるようになると、その分の人数が足りないという現状にもあると思っておりますので、やはりすぐにこの奨学金制度を使って人材を確保するというのにはならないですが、将来に向けてとても重要な事業だと思っておりますので、この事業は予算も1,680万円という予算がついていますが、進めていかなければいけない事業の一つではないかなと思っております。

この奨学金の金額が出ていますが、これは何名

を予定してまして、1人当たりの金額というのは幾ら想定されているのかお伺いをいたします。

○林幸一健康管理課長 支援の内容といたしましては、1人月額2万円を予定しておりまして、年額で24万円ということでございます。

人数については、各病院からの現在実施されております奨学金制度を利用されている方の人数を確認しまして、平成26年度の予算としては70名を予定しております。

○小澤陽平委員 金額は月額2万円ということで、病院側としてもそれだけの奨学金を出しているということは負担になりますので、少しでも軽減が図られるかなというふうに思います。

この奨学金を払うことで学生の確保もそうですが、この網走市の市内の病院に勤務してもらうということがとても重要で、この事業の最大の目的ではないかなというふうに思います。

そのような中で、厚生病院の関係でいう専門学校でしたら、奨学金を借りた年数、厚生病院に勤務すればその奨学金が免除されるなどの、俗に言う地元に戻ってくる仕組みづくりというものを取り入れて運営されているというふうに聞いております。

やはり、地元に戻ってきてもらって勤務していただくというのが最大の目的となると思いますし、また、せっかく学生を育てて、それがほかのまちに流出するということは、このまちにとっても損失だなというふうに考えますので、地元に戻ってくる仕組みづくりというのが大切だと思います。

全ての病院において地元に戻ってくる仕組みづくりというのは確立できているのかどうかというところを御質問いたします。

○林幸一健康管理課長 現在、先ほど申しました3病院の奨学金制度につきましては、委員御指摘のとおり一定程度の勤務による条件設定になっております。

私どもも考えておりますが、今、市内の病院で実施されているのは3病院のみでありまして、この3病院に対しまして将来的に看護師などの確保につながる観点からも、まずは応援していきたいということでございます。

○小澤陽平委員 地元で勤務してもらうような体制は確立できているということで安心いたしました。また、この3病院に限らず今後は多くの病院

でこのような制度を使ってもらえるように発信して、将来はほかの病院もこのような制度が使えるような仕組みをしていただきたいというふうに思います。

奨学金を借りて学生は学校に通うということで、その後、勤務してもやはりいろいろな個人的な要件で途中で退職をされてしまうというケースもあると思います。そういったときに、この奨学金の返済というのはどのような形をとるのかというところを確認したいと思います。

○林幸一健康管理課長 奨学金制度を利用されて条件を満たさずに離職された場合などの取り扱いにつきましては、各病院で設定されています制度利用のルールに基づきまして補助金のほうを返還していただくということで考えております。

○小澤陽平委員 わかりました。病院のほうでは返金をしてもらうということですね。

市の補助に対してはどのような見解を持っているでしょうか。

○林幸一健康管理課長 この市の奨学支援に関しましては、病院と市とのやりとりになります。病院に対しての補助金となりますので、病院のほうからこういう方がいらした場合は市のほうに返還していただくということになります。

○小澤陽平委員 仕組み自体はわかりました。この制度はきちっと運用されて、返還がないというのが一番いいことだと思いますので、そのような形で運用していただきたいと思います。また、看護師などは一度職場を離れて復帰を望んでいるというような形も聞いていますが、なかなかそれに対しては支援もないということですので、そういった支援も今後考えていただきたいなと思います。

看護師、薬剤師の確保の事業については以上でございます。

続きまして、子育て支援関係の質問に移ります。

平成26年度、子育て支援ガイドブックの改訂を行うということで48万円の事業費を計上されておりますが、私もこの「ぴゅあ」という冊子を見せていただいて子育てに役立たせていただいております。

そのような中で、やはり発刊が平成20年ということで、発刊してから5年、6年と年月がたってきて、だんだん中身も時代と合わなくなってきた

改訂されるというふうに思いますが、まずこの改訂される内容について、どのような改訂をするのか御質問をいたします。

**○松野憲司子育て支援課長** 子育て支援ガイドブック「ぴゅあ」につきましては平成20年に作成され既に5年が経過し、約6年が経過していますことから、各種手当の制度の改正やブックスタートなどに見られます新たに実施された施策事業、また施設情報では新たに支援センターどんぐりや認定こども園つくしというような、多くの内容が変更されておりますことから、今回は現行の子育て支援ガイドブック「ぴゅあ」の改訂版として作成し、現状における情報や内容の提供を行うとするものでございます。

また、平成27年度から新たな支援制度が開始するというので、この開始以降におきましても、一定の大きな変更が予定されておりますことから、改正される内容が大体おおむね2年程度ということでの目安として新制度を網羅する中で、新たな総合的なガイドブックを作成していかなければならないというふうに考えているところでございます。

**○小澤陽平委員** やはり法改正も多くあり、また市内においても新しい施設ができるなど、本当に子育て支援についての分野では本当に大きく転換を迎えている時だと思います。

また、今回改訂をして出しますが、2年後をめぐりにさらに形が決まったら改訂されるということですので、今回はこのぐらいの少ない予算の計上なのかなということでも理解をいたします。

また、情報を発信する中身でアンケートなどをもって、例えば新しいニーズだとか、こういうものを載せてほしいという要望などを取りまとめるようなことを行っているのかというところを確認させていただきます。

**○松野憲司子育て支援課長** 実際的には一昨年11月に子育て支援アンケートということでアンケートをさせていただき、多くの方から御意見をいただいております。

また、作成に当たってはどんぐりなど、さまざまなサークル等が集う場所がございますので、そういった中でのサークルの代表などの懇談を踏まえる中で必要な情報ということでの収集を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

**○小澤陽平委員** やはり、使う方の要望を十分聞いた上での改訂が望ましいかなと思いますので、その辺は行っているということですので、引き続き、今後に向けてもやっていただきたいなというふうに思います。

また、今回の改訂でどうしても情報量がふえているということ、ページ数もふえていくのかなというふうに想像されますが、余り厚くなくて、情報が多すぎるのも見る側としてはなかなか探しづらかったり、必要でない情報も人によってはあるかと思っておりますので、その辺の精査もきちんと行った上で改訂をしていただければというふうに思います。

また、私もそうなのですが、冊子を見るよりはどちらかというとホームページにありますPDFのもの、今だったら携帯電話などでも見られますので、そちらを見ている方もたくさんいらっしゃるというふうに思います。

現在、PDFでございますが、今回はすぐには無理でしょうが、2年後の改訂が迫っているというふうに聞いておりますので、その際には例えば携帯電話で見られるアプリの研究ですとか、またビューソフトなどに取り込めるような仕組みをすると、いつでもすぐに携帯電話から見られると、こういうようなことを行っている自治体もありますので、今回は印刷物がメインの改訂というふうに聞いておりますので、ウェブ上の改訂もスムーズに行われると、もしかすると今でしたら途中での随時改訂というのが難しいというような仕組みになっておりますが、それが容易にできるような仕組み構築ができるようになると思いますので、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。

**○松野憲司子育て支援課長** 御指摘のとおり、現在のホームページに載せてあります「ぴゅあ」についてはPDFということで掲載をさせていただいておりますので、都度都度の修正などが大変難しい状況にあります。

また、内容についてはそれぞれの制度の説明の中で確認をできるようになっておりますけれども、一覧としてはなかなか難しい状況になっております。

今後、今回は冊子ということでの新たな現状での改訂版ということでは考えておりますけれども、今後、非常にこのインターネットの掲載とい

うのは多くの方が見られる状況がございますので、さまざまな市だとか、いろいろな取り扱いを含めた検討する中で、2年後に改訂を予定している中では、このインターネットでの掲載、またはその取り扱いについては十分な検討をしていきたいなというふうには考えてございます。

**○小澤陽平委員** そのような、今回の事業ではございませんが、2年後のさらなる改訂を目指してよりよいものを構築できるように取り組んでいただければというふうに思います。

次に、地域子育て支援センター運営事業の中身で、平成25年度の事業で支援センターどんぐりのほうの駐車スペースを増設という形で、使用されている方からは車がとめやすくなったとか、前はちょっと足りなかった部分があって、近隣に迷惑をかけるような状況があったのが改善されたなど、たくさんいい意見が話されておりました。

そのような中でも、どうしても冬場になりますと雪の堆雪場というものができて、車をとめる台数が減ってしまうなど、問題もことし新たに見えてきたのかなというふうに思います。

その中で、特に冬場はイベントはなるべく少なくしているのかなというふうには思うのですが、どうしても春に向けて4月から年度が変わるということもありまして、3月には多くのイベントを開催しているようでございます。

そのような中で、ちょっと車をとめるところが足りないというようなお話も出ていましたが、排雪につきましてこの運営費の中ではどのような位置づけでやっているのかということをお説明お願いいたします。

**○松野憲司子育て支援課長** お話のありましたとおり、今年度、駐車場の整備ということで駐車枠が14台から24台ということで、駐車台数、駐車するスペースをふやしました。

28台程度になりますので、何とか通常の御利用は可能かなというような状況にあります。

また、冬期間については、どうしても雪の堆雪場所として駐車場内に堆雪しなければならない状況がございます。そういった意味では若干、駐車台数が減るということもございますけれども、大きなイベントで人が集まったりするような行事などにおきましては、その事前に排雪をするというような取り扱いをすることで考えてございます。

なお、通常の除雪というよりも排雪は結構大き

な費用がかかる場合がございますので、度重なる排雪というのはなかなか難しいと思いますけれども、イベント等、参加する行事などによって排雪を考えていきたいなというふうに考えてございます。

**○小澤陽平委員** 今年度もやり繰りした中で排雪も行っているというふうに聞いておりますので、どうしても大雪などが降った際は急な予算の大幅な増も見られると思いますが、どうしてもとめる台数も本当に少なくなってしまうということもありますので、随時状況にあったような形で除雪と排雪を心がけていただきたいなというふうに思います。

また、冬期は近隣で使えるような駐車場も埋まっているというような状況もあって、夏場だったら周りにとめられるということもありますので、その辺の周知もあわせて行っていただければというふうに思います。

以上で質問を終わります。

**○七夕和繁委員長** ここで、マイク調整のため、暫時休憩をいたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

**○七夕和繁委員長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行します。

飯田委員。

**○飯田敏勝委員** 私は4項目にわたって質問をします。

1項目めは地域医療の維持と確保にかかわる人工透析医師の確保について伺います。

昨年の3定で厚生病院の人工透析常駐医師の不在の解消等質問しました。答弁では、病院側が4月から専門医師を募集しまして、医師の確保に全力を注いだのですが、現診療体制では地域の救急体制の危惧もあって、市長は地域医療存続のために周辺自治体とともに医師確保のために関係機関と協議を重ねたいという答弁だったのですけれども、その後の経緯はどのようになっていますか。

**○林幸一健康管理課長** 透析常勤医師の配置につきましては、全道の状況を見ましても人口の多い地域に透析専門医師が常勤していると伺っているところでありまして、

網走厚生病院におきましては、現在、約120名

前後の人工透析患者が通院治療され、泌尿器科の医師が常勤できなくなった後、循環器科医師が中心となりまして対応されていると伺っております。

厚生病院としましては、北見市内の関係病院に救急時などにおける受け入れ体制のお願いなど、早急な対応を進めていただいております。泌尿器科常勤医師及び人工透析常勤医師の募集を行い、医師の確保に努めていただいておりますと認識しております。

**○飯田敏勝委員** 現行というか、なかなか常駐医師の確保は解消されていないのですけれども、医師が来れないというか、大学の医局からの派遣で維持できていないということです。

最近もほかの整形だとか、そういう医局でも、外来でも手術をする医者が交代するというところで、やり繰りに非常に苦労しているような現状があると思うのですけれども、厚生病院自体、大学医局からの派遣に頼る面が強いのですけれども、病院での他の診療体制もそのような実態というものが多くあらわれているのか、伺いたいと思います。

**○林幸一健康管理課長** 出張医につきましては、大学医局より医師が派遣されるシステムとなっております。毎週同一の医師が診療に来るような体制ではないと伺っております。

医師の確保、派遣につきましては大学医局の意向によることから、その対応方法につきましては自治体及び医療機関も大変苦慮している現状でございます。

**○飯田敏勝委員** 非常に確保が大変なのですけれども、特に人工透析の場合はほかと違いまして、1週間に3回やっているのを1週間に2回とかというわけにはいかないのです。

先日の暴風雪のときも、大空町の人工透析の患者の人が消防の関係の車で、通行どめになっていたのをこちら側で特別な消防の体制で透析に来るというような現状もあります。

そういうことから、私、定期的に行わないと致命的な打撃を被る診療医療だと思います。

特に人工透析治療には3定のときにも詳しく質問しましたがけれども、シャント処理ということを初め、リスクが非常に大きいことがわかっているのです。

出張医師等シャント処理にかかる医師の確保と

ということになりますと、出張医、前にも言ったとおり出張医の場合は同じ医局から派遣されるのではなくて、東京から来たり、札幌から来たりしてまちまちなのです。そのアドバイスも毎回かわっていると患者さんのほうが非常に戸惑うという面があるのです。

人工透析の場合は網走市内だけでなく斜網地域、いわゆる大空町だとか、小清水、清里、斜網地域の方々が来ているので、やはり医師の確保、特に代替、いわゆるシャント処理がうまくいかないという場合には、カテーテルといたしまして首から入れる医師が厚生病院の場合は循環器の医師がかわりにやるということになっております。

医師がやらないでベテランの看護師さんでもできるのではないかとと言っても、そうにはならないということを知っていますので、それらの代行の体制というものは改めて私は確認する必要があると思うのですけれども、その確保は大丈夫なのですか。

**○林幸一健康管理課長** 現在、網走厚生病院の泌尿器科につきましては、平成25年4月より出張医1名体制による毎週月曜日と火曜日の週2日間の診療体制となっております。

シャントに不都合が起きた場合などにつきましては、循環器科医師の指示のもと、シャントのエコー検査を行い、その症状により透析をカテーテルを使用した処置や治療が必要な場合は紹介状を持って北見市内の専門病院での治療対応を進めている現状と伺っているところであります。

**○飯田敏勝委員** そのような現状なのですけれども、特にシャント処理の場合はなかなかリスクが大きくて、網走で常駐医がないものですからシャント処理もできないので北見へ行く、北見もなかなか大変なので、今、網走から札幌へ行ってシャント処理をやっている方もいます。

そういうことから、私は斜網地域の中核病院として地域医療の維持確保のために私は自治体としても、最大限の関係機関と連携をとって、よりよき向上に向けてしっかりとやってほしいということで次の項目に移りたいと思います。

2項目めは健康推進事業についてです。

これも代表質問に続いてお尋ねします。

今回、建てかえによる市民健康プールの通年開設は水泳愛好者や競泳選手等の継続的練習や競技力向上とともに、健康増進事業の実施によって幼

児から高齢者まで、生涯を通じた市民の健康づくりに大きく寄与するものだと思います。

そのためには、開設までに代表質問の答弁の中で、そのメニューやプログラムも各年代の健康レベルに合わせたものが策定されて、それを実施する組織や指導員等の養成が急務であるという状況があります。それを踏まえて伺います。

1点目、メニューやプログラムを各年代の健康レベルに合わせて策定するのに、健康運動指導士の資格を有する職員を中心に調整するとありますが、具体的にどのように策定していくのですか。

○林幸一健康管理課長 本格的な生活習慣病予防対策などにおきまして、健康づくりのための運動を指導する専門家である健康運動指導士の資格を有する保健師を中心にメニューやプログラムの策定を調整してまいりたいと考えているところであります。

安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成、実践指導計画の調整、あわせて健康指導を担うことも可能となりますことから、運動、健康を一体的に捉えた健康増進に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○飯田敏勝委員 確認なのですが、保健師、資格を持った保健師の方ということなのですが、保健センターに行ってみるか、何日か常駐するか、それは今ここでは問いませんが、それらも含めてやはり策定するというのであれば、ずっと実績を持ったスポーツ課なり、体育推進員なり、関係団体を交えた策定プロジェクトなるものということも考えられるのですけれども、それらまで幅を伸ばすということも有り得るのですか。

○林幸一健康管理課長 現在、具体的な取り組み方法につきましては確定しておりませんが、メニューの策定などにつきましてはタイアップした形で調整を図ることは可能だと考えております。

○飯田敏勝委員 答弁の中でも実施段階、それは策定したと。次は実践段階において、現在活動中の団体指導者の協力を得るといような御答弁もしております。

私は実践経験とその経歴からいって、実践段階より策定段階に入ってもらい、その協議をしながらそれらの団体指導者の経験を生かしていくべき

だと思っておりますけれども、いかがですか。

○林幸一健康管理課長 メニュープログラム策定に関しましては、健康運動指導士を中心に策定を取り進めてまいりたいと考えているところでありますけれども、団体指導者の経験と知識を生かした御協力をいただきながら検討してまいりたいと思います。

○飯田敏勝委員 それらにつきましては、まだ時間がありますので、そういうような方向も含んで私はさまざまなノウハウを策定の段階で入れていってもらいたいと思います。

もう一つ、指定管理者による、御答弁の中で運営の一環として行うもの、いわゆる健康増進に向けたソフト事業もあります。

指定管理者との協議というか、そういうことは今後、行わなければならないのですよね。1年間しかない中で、その指定管理者というのはスポーツ課がやります、指定管理の指定、委託は。そういう中で、スポーツ課との協議もどのような方向性を持って行っていくのか端的に伺います。

○林幸一健康管理課長 基本的にはスポーツ振興にかかわる部分につきましてはスポーツ課、健康増進に関しましては健康管理課において事業に取り組む方向で考えているところではございますけれども、スポーツ課とも協議を進めながら魅力ある事業につなげてまいりたいと考えているところであります。

○飯田敏勝委員 スポーツ課との協議につきましてはこの後、審査段階では教育委員会もありますので、きょうのところはそこら辺でとどめて、健康増進に向けたソフト事業ということがやはり主たる健康管理課の使命だと思うので、今、御答弁の方向で私は再度、教育のほうで指定管理者との関係は聞きたいと思っています。

答弁の中でも指導者養成についても言及しています。外部講師の派遣体制とは、具体的にどのようなことですか。

○林幸一健康管理課長 外部講師の派遣につきましては、当市で指導者を見つけられないような専門的な分野の取り組みがあった場合におきまして、外部からの講師派遣も視野に入れているということでございます。

○飯田敏勝委員 先ほどから申し上げており開設まで1年ありまして、長いようで短くて、短いようで長いのですけれども、既存の資格者を

持つ団体というものも、今のプール利用者の中  
にあります。水中ウォークなり、すぐ水中運動に転  
嫁できるというか、併用できるような指導者の方  
もおります。

そういう既存の資格者を持つ団体と協議して開  
設まで間に合うように取り進めることが、私は急  
がれると思うのですけれども、その点いかがです  
か。

**○林幸一健康管理課長** 現在、活動されている中  
での経験、知識など、指導に当たってのノウハウ  
を持たれていることと思います。

団体指導者の方々の御協力をいただきながら開  
設に間に合わせるように進めてまいりたいと思  
います。

**○飯田敏勝委員** そのような方向性というものが  
わかりましたので、そういう方向で協議して進め  
てもらいたいと思います。

それと、健康増進事業参加者への心身機能調  
査、いわゆるソフト事業をやったと、実際、身体  
いろいろ水中運動だとか、さまざまな運動して運  
動効果はどうかというのはやはり心身機能調査と  
いうものがどこの施設でもやっているようです。

それが検証することによって参加者が参加し  
たいと、ずっと継続できるという意欲を駆り立て  
るために私は必要だと思います。どのような調査を  
考えられているのか、まず伺いたいと思います。

**○林幸一健康管理課長** それぞれ取り組むソフト  
事業によりまして、その運動効果は変わってく  
ると思います。

心身機能調査など、調査項目の設定、方法など  
につきましては健康運動指導士を中心に進めてま  
いりたいと考えているところでございます。

**○飯田敏勝委員** 実際、水の特性がもたらす効果  
ということで、例えば水中運動を例にとりますと  
浮力の効果、要するに胸から肩まで水に入ると重  
力が約70から90%減少するため、関節部の負担が  
減り安心して運動できるとなるとさまざまな効果  
があります。水圧の効果だとか、水温の効果、抵  
抗の効果、それらを合わせてある施設では骨粗鬆  
症の予防と改善、肥満の予防と解消、転倒の予防  
だとか、心身のバランス、全身持久力の向上だ  
とか、肩凝り、腰痛、膝痛の解消ということがあ  
ります。

そういうものをあわせると、簡単なものは身  
長なり体重なり、骨密度なり、それから閉眼片足

立ちだとか簡単にできる測定、血圧も含めまし  
て、そういうものもありますし、ある程度、全身  
持久力だとか、そういうものの測定するものもあ  
ります。

実際やるとしたらどこかに標準を合わせて、恐  
らく参加者全員が受けれるものだとか、事業の特  
定によって受ける機能調査があるのですけれど  
も、方向性としてはどのような方向を持っていま  
すか。

**○林幸一健康管理課長** 水中運動や水中歩行など  
は生活習慣病予防の効果があるとともに、個人の  
健康づくりだけでなく中長期的な医療費適正化対  
策にもつながると考えております。

こうしたことから、先ほども申しましたように  
その辺を視野に入れながら健康運動指導士を中心  
に検討してまいりたいと思っております。

**○飯田敏勝委員** 質問の割には答弁は具体的では  
ないのですが、これは特に全道都市問題会  
議のときに日体大総合研究所の所長の武藤先生が  
理念を固めてハードを整えると、今もハードが先  
行してしまっただけで理念というか、健康増進事業の理  
念がなかなか固まらないということがあると思う  
のですが、残念ながら現段階ではハードが  
先行していますけれども、関係部局、今の御答弁  
の中でさらなる連携なり、しっかりしたものを生  
み出すためにハードができたときにはこれらのソ  
フトの事業が追い付けるような、そういうような  
ことで私は頑張ってもらいたいと思います。

次に移ります。

3項目めは、これも代表質問で伺いました。健  
康コンシェルジュ匠事業と健康推進員の活用につ  
いてです。

御答弁では、シニア世代を対象に各地域の健康  
づくりの底辺拡大の推進役として活動してもら  
い、ライセンス取得のためのカリキュラム作成、  
講習、実技指導などは東京農大に委託事業とし  
て行って、今後も匠育成を推進しようということ  
ですけれども、現在の匠の到達点を伺います。

**○林幸一健康管理課長** 平成24年度の匠の受講者  
は19名で、今年度は11名の方が受講されてお  
ります。

昨年、受講されました匠の方たちにおかれま  
しては、健康まつりなどのイベントのお手伝いや地  
域における健康教室などに保健師に帯同した形で  
活動していただいております。



○飯田敏勝委員 現在の簡単な到達点はわかったのですが、そこで農大への委託ということにしていますが、東京農大がカリキュラムの作成や講習、実技指導体制などの編成作業や今後の協力体制に万全とは言いがたい事態も生じかねない状況というのは、担当者の変更などもあると聞いていますが、匠の事業推進に直接影響はないのですか。

○林幸一健康管理課長 カリキュラムの作成や講習、実技指導などにつきましては現在、東京農業大学への委託事業として取り組みを進めているところでありますけれども、今後も引き続き東京農業大学と連携の中で進めてまいりたいと考えております。

○飯田敏勝委員 農大の中の問題ということで、それは農大に任せると、水準は下げないということだと思います。

影響がないように取り進めるということですが、そこで私は一つ匠事業がもっと発展するために提案というか、そういう方向で質問したいと思いますけれども、昨年、当市で開催した全道都市問題会議でパネルディスカッションがあったことは皆さん承知と思います。

水谷市長も主催者の一人として、このディスカッションに参加して発言していました。その中で、スポーツによる地域づくりというのをテーマに日体大総合研究所の武藤芳照先生が、当市の匠制度に注目した発言の中で、高齢者を視野に入れて地域の中で健康スポーツ、あるいは健康運動を推進していこうという制度があるということ而言及しています。

武藤先生は、自分が20年前からかかわった長野県の東御市の医療福祉健康づくりで高齢化社会に対応する事例とともに、25年前からかかわっている子どもから高齢者まで、誰もが楽しみながら体を動かして健康づくりや介護予防に取り組む際の身近な支援者となる地域運動推進員を養成して、市が主催する転倒防止事業や地域の要望に応じて運動指導や生活相談をしている島根県の雲南市の事例を挙げてみました。

匠はこの雲南市の地域運動指導員の事例に近いと思うのですが、いかがですか。

○林幸一健康管理課長 島根県雲南市における地域運動指導員の取り組みにつきましては、高齢者が楽しみながら体を動かし、介護予防に取り組む

際の身近な支援者となるなど、地域における健康づくり活動を支援する人材の育成、研修会や情報交換会などを通した中で実践的、専門的な知識、技術の向上を図ることを目的に取り組まれていると認識しております。

網走市におきましても、ライセンス制度が2年目の取り組みとなります。匠がふえていくことと思っておりますけれども、その活動の拠点を広げていく場合の参考として、雲南市の取り組みにつきましても調査研究を進めてまいりたいと思っております。

○飯田敏勝委員 雲南市の取り組みを見ますと、かなり時間をかけてやっています、網走でやっている匠の受講プログラムの中と似ているとおり、さまざまなプログラムを持ってやっております。メニューも多いです。

ところが、それは名称そのものは地域運動指導員という形をとっているのですが、網走の場合は匠という、ライセンスを取得するという形の、ちょっとくすぐるような名称をつけていますし、匠という個人個人が持つ特性が発揮できるということだと思いますけれども、私はこの雲南市の活動はかなり地域に根づいているのは、その身体の運動のほかにも心というか、いわゆる地域で生活相談だとか、さまざまな面まで言及しているということです。

それに近い役割として、即戦力で網走の匠の人材の中にも入っていけることは私はあると思っております。それと同時に匠を目指した中には、自分自身の健康管理に役立つために受講する場合もあって、すぐ底辺拡大の推進役活動とはいかない面もあると思っておりますけれども、それで現在の推進体制の中で匠の資格を取った後、どのような活用例が具体的にあるか、もっと細かく、今後の方向も含めてお示しくください。

○林幸一健康管理課長 先ほども御答弁させていただきましたけれども、まず健康まつりなどへのイベントのお手伝いや地域における健康教室におきまして保健師に帯同いたしておりますけれども、その中で30分程度時間をとって、地域の方々に健康についてのお話をさせていただいているという現状でございます。

○飯田敏勝委員 なかなか急には2年目ですので、30人の方しかいないということですので、地域的にも恐らくばらつきがあると思っております。

それであるならば、現在町内会において設置されている健康推進員の中にも匠の資格を取っている方もいると伺っています。

だけでも、健康推進員の方に匠の資格を取ってもらったのも含めて、今後、健康をテーマにした地域の課題の提起や活動の紹介など、健康に関する情報や相談の橋渡し役ということも私は考えられると思うのです。

今現在、健康推進員の方は、ある町内会では積極的にそういうイベントやレクリエーション活動などの実践に携わっている町内会もありますけれども、それであるならば現在、すぐ匠の組織が活用できないというのであれば、健康推進員の制度を利用した形で携わってもらうのも一つの方向だと思うのですけれども、その位置づけをどのように考えていくのか伺いたいと思います。

**○林幸一健康管理課長** 健康推進員におかれましてもライセンス制度受講の御案内はいたしております。

あわせて、特に健康推進員の方は資格を持たれているわけではありませんけれども、町内会の推薦を受けた方に委嘱し、健康づくりの指導的立場や運営の責任者として活動していただいているところであります。

**○飯田敏勝委員** いずれにしても、この匠制度を本当に市内にしっかりと根づかせるためには、やはり各地域の健康づくりの底辺拡大の推進役ということも私は考えていこうということで、健康推進を含めた匠の資格取得者もふえていく、それがとりもなおさず自分や地域の人々の健康づくりや介護予防のために身近な立場で運動や生活指導、普及啓発活動を実践できる雲南市の地域運動指導員などを参考にした組織体を私は考えていく方向性を持った御答弁だと思いますので、これを健康プラン3などにしっかりと反映させるべく、私はやっていってもらいたいことを要望して、最後の4項目の質問に移りたいと思います。

**○七夕和繁委員長** 飯田委員の質疑の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

**○七夕和繁委員長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

飯田委員の質疑を続行いたします。

**○飯田敏勝委員** それでは、最後の4項目めです。

障がい者スポーツ振興計画について伺います。これも代表質問の御答弁で障がい者のスポーツ振興は今後、障がい者計画の策定の中で検証を行って、どのような取り組みを行うか議論していきたい、特に日体大の特別支援学校の開校時期などを含めて、関係部署と連携をとりながら方向感について検討するとありますが、そこで国においてスポーツの支援を障がいの有無によらず、一体的により一層強力な推進が重要として、厚生労働省が主幹の障がい者スポーツのうち、平成26年度より競技性の高い障がい者スポーツ支援を文部科学省に一元化して、スポーツ教室などレクリエーション色の強いものを中心としたものは厚生労働省が支援するとあります。

これであるならば、当市でもそのような方向で進んでいくべきだと思いますが、どのように基本的に考えていますか。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 障がい者のスポーツについては、国の方針のとおり福祉部において、厚生労働省が引き続き担当することとなる、障がい者の方々の生活をより豊かにする観点やリハビリテーションの一環としての観点を重視して支援を推進していきたいと考えております。

**○飯田敏勝委員** 今の御答弁のとおり、国の方針と同じであるならば、競技性の高いものは教育委員会ということになりますけれども、それは教育のほうの関連なので、ここではお尋ねしません。

そういうことになりますと、施設の面や指導者の面で行政が果たす役割は非常に大きいと思います。

これは大事なことなのですが、今からハード面やソフト面の課題をしっかりと受けとめていかなければならないのですけれども、大ざっぱでいいのですけれども、その辺のどういう方向性をこういう面で持っていくかということを考えているならお示してください。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 障がい者福祉計画におきましても、障がい者が気軽にスポーツ、レクリエーション活動に参加できるようスポーツ施設、公園などの整備、改善、障がい者団体によるイベントやサークル活動の促進、障がい者スポーツ、レクリエーション活動を支える指導者、ボランティアの育成などに努めることになっておりま

すので、これまでの方向性を受け継ぎながら推進していきたいというふうに考えております。

**○飯田敏勝委員** いずれにしても、障がい者のスポーツ振興計画、これこそ時間がありますので理念を固めてハードを整えるということをしかりと私は行ってほしいと思います。

人はスポーツ活動を通じて健康な心身を使いまして、生活上のストレスなどを発散させて、他の人との交流やコミュニケーションを促進するなど、多くの恩恵を享受していると思います。

障がいの有無や年齢、性別にかかわらずスポーツは生活の質を高める、豊かな人生を送るというために大きな力になっていることは言うまでもありません。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むのが全ての人の権利であると、新しいスポーツ振興法では定めています。ここは、時間を十分とって関係者と練り上げてほしいと思いますが、最後にその辺の覚悟をお示してください。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 平成23年8月に施行されたスポーツ基本法においてもスポーツは世界共通の人類の文化であると前文で始まり、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されております。

とりわけ、障がいのある人にとってのスポーツ活動はリハビリテーション効果から出発し、スポーツがもたらす多くの有益性を持つものに発展しております。

これまで、障がい者スポーツは障がいがあってもスポーツ活動ができるように障がいに応じて競技規則や実施方法を変更したり、用具を用いて障がいを補い、現存する機能を最大限に発揮できるような工夫が加えられてきました。

また、オリンピック競技大会の認知度の向上と急速な発展に伴い、競技スポーツとしての障がい者スポーツも脚光を浴び、今回のソチパラリンピックでは本市出身の狩野選手が活躍し、その可能性を大いに感じさせるものとなりました。

本市においては、これまで国と同様に障がい者スポーツを福祉行政で管轄し、障がいのある方の社会参加や自立支援の促進における施策の一つとして展開され、一定の成果を上げてきましたが、近年の障がい者スポーツの広がりや発展は著しく、地域スポーツにおける裾野の拡大から競技力向上も含めた幅広い施策の推進に当たっては、こ

れまでの手法だけではさまざまなニーズやステージに応じた十分な振興を図っていくことには限界があると感じております。

今後は、当市の障がい者スポーツの振興に当たっては国の方針に添った障がい者スポーツの支援に向けて関係部署と連携、協力するとともに、関係団体の意見などを参考にしながら時間をかけて検討していきたいと考えております。

**○飯田敏勝委員** 終わります。

**○七夕和繁委員長** 次、金兵委員。

**○金兵智則委員** それでは質問いたします。

まずは障がい者の就労についてであります。

障がい者の就労問題は日体大特別支援学校の開校予定もあり、網走市にとって重要な課題であるというふうに考えております。

全国から学生を募集することもあり、網走に進学してきた方々がそのまま網走に残って仕事を環境があるのか、また網走市としては障がい者をまちで受け入れる準備として、障がい者についての理解促進が大変重要になってくるというふうに考えております。

そのような中、来年度の新規事業では障がい者理解促進啓発事業というものが始まる予定となっており、内容としましては障がい者福祉施策の啓発活動や障がい者についての理解促進のための交流会や研修会などを開催するという事業になっておりますけれども、どのようなことを誰に対して行うのか、まず質問いたします。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 障がい者支援法に基づく地域生活支援事業において、平成25年度より理解促進研修啓発事業が必須事業とされ、平成26年度からの実施に向けて自立支援協議会において事業内容の検討を行ってきたところであります。

その結果、自立支援協議会ホームページの開設、障がい者同士が夢を語るお茶会、障がい者就労を理解してもらうための研修、パンフレット、ガイドブック作成の四つについて提言を受けまして、今回事業化したものであります。

**○金兵智則委員** それでは、この事業については誰に対してというか、市民の皆様に対してというように理解でよかったですでしょうか。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 市民の方ももちろんですが、障がい者や事業者の方ということになるかと思っております。

**○金兵智則委員** 障がい者や事業者という方たち

の理解を深めて、就労の確保を目指していくということかと思えますけれども、こちらについては理解させていただきます。

次に、ジョブコーチ養成研修費補助金についてでございますけれども、よりスムーズに障がい者の就労を行えるよう、職場内外の支援環境を整える役割を行う方がジョブコーチという方でありまされども、そのジョブコーチの養成研修を受講する際の費用を補助するという新規事業が来年度、予算組みをされておりますけれども、予算額が45万円というふうになっておりますが、何名を想定されているものかお伺いいたします。

○鳥井本和義社会福祉課長 ジョブコーチ養成研修費補助金の何名ということなのですけれども、ジョブコーチのこの養成事業は道内では名寄市のみで行ってまいりました。あとは東京でということになりますので、東京の分といたしまして2名分、名寄での分として1名分を予算にしているところでございます。

○金兵智則委員 この資格を受験するためにはさまざまな要件が満たしている方でないか受講できないのではないかというふうに思えますけれども、その資格を受講するための要件というものにはどのようなものがあるかお伺いしたいと思えます。

○鳥井本和義社会福祉課長 要件はないものと理解しております。

○金兵智則委員 要件はないということは、どなたでもこの資格を受けようと思えば受けられるという理解でよかったですでしょうか。

○鳥井本和義社会福祉課長 申しわけございません。対象となるのは社会福祉法人や特定非営利活動法人、一般企業に勤めている方ということになります。

○金兵智則委員 例えば一般企業に勤めている方であれば、サラリーマンの方どなたでも受けようと思えば受けられるのかなというふうに思えますけれども、例えばちょっと僕が調べたところによると、第2号職場適応援助者助成金の受給資格の認定を受けた事業主に雇用され、第2号職場適応、これは第2号についてでありますけれども、第2号職場適応援助者として援助を担当することが予定されており、研修受講の申請時点で障がい者職業生活相談員の資格取得後、3年以上障がい者の雇用に関する指導などの業務についている人、ま

たは重度障がい者多数雇用事業所、または特例子会社において障がい者の就業支援に関する業務を1年以上行った人というものがあるかと思えますけれども、それで間違いなかったでしょうか。

○七夕和繁委員長 答弁調整のため、暫時休憩をいたします。

午前11時20分休憩

午前11時26分再開

○七夕和繁委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行します。

○酒井信隆福祉部長 先ほど金兵委員のほうから対象者についての御質問がありましたが、この部分につきましては第1号と第2号がありまして、それぞれ要綱で条件が定められております。

ただ、今、うちの新しくジョブコーチ養成研修費補助につきましては、一応、対象の事業者として先ほど課長のほうから話しましたように社会福祉法人と一般企業含めて、その中で今、金兵委員がお話あったように、その中で選考しながらこの補助金に該当するかどうか判断をしていくということになると思えます。

○金兵智則委員 ということであれば今年度、補助金がついた3名の方々に関しては要件を満たされているのかなというふうに考えるところでありますけれども、このジョブコーチをふやしていくためにはこの資格を受講するための要件を満たしている方についてはふやしていかなければならないということになるかと思えます。

今後とも、その辺の見込みについてはしっかりと把握をしていただきたいというふうに思えます。

また、この研修は金額的にも時間的にも多くかかるように見受けられますけれども、そもそもこの研修を受けるための企業の理解を得られるような、市としての方策が必要になってくるというふうに思えますけれども、その辺に対してはいかがでしょうか。

○鳥井本和義社会福祉課長 障がい者就労の実態及び実績、障がい者の特性、そして障がい者就労に対する各種助成制度やジョブコーチ制度などの周知について、今月の26日から障がい者就労支援講習会を4回連続して開催することとしております。

その講習会によって企業や市民の方々に周知していきたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 広く周知するような取り組みを行っていただきたいというふうに思います。

もう一つ、新規事業で障がい者職場実習・雇用受入事業補助金というものがありますけれども、障がい者の実習、雇用を受け入れる企業に対して必要な補助を行うとなっておりますが、これは必要なものというのはどのようなものを想定されていますでしょうか、また現在のところ受け入れ予定のある企業というものはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○鳥井本和義社会福祉課長 想定している費用でございますが、障がい者を受け入れるに当たっての被服費、作業用消耗品、特殊整備、サポートを行う方々の人件費の一部などを対象としたいというふうに考えております。

また、現在受け入れる企業ということですが、今のところそういう手を挙げていただいている企業というのではないような状況であります。

○金兵智則委員 障がい者の実習、雇用ということでもありますけれども、実習についていえば例えば施設外就労でありますとか、体験実習とかというものがあるかと思っておりますけれども、これはどこまでを対象範囲として考えられていますでしょうか。

○鳥井本和義社会福祉課長 対象は受け入れ期間をおおむね大体3カ月を超えることを条件として補助をしていきたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 それは3カ月を超えるということを対象範囲として考えられていると。ところで、先ほどもありました、今のところ受け入れ予定のある企業はないということではございましたけれども、今後、やはりこの事業を新規事業として組んだからにはどこかに手を挙げていただかなければいけないというふうに思いますけれども、それについて市として今、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○鳥井本和義社会福祉課長 先ほどもちょっと御紹介させていただいたのですが、今月の26日から始まる障がい者就労支援講習会などで企業に周知していきたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 それは理解させていただきますけれども、せっかく新規事業で就労支援に取り組

まれているというのは評価させていただきますけれども、それと事業に取り組むためにやはりそれはちゃんと実働しなければ何の意味もないというふうに思います。

もう少ししっかりとした下調べなり、取り組みなりをしていくほうがいいのではないのかなということ述べていただけて、次の質問に移りたいと思います。

次の質問でございますけれども、子育て支援ガイドブック作成事業についてお伺いします。

先ほども質問がありましたので、かぶらないようなところだけ質問させていただきたいというふうに思いますけれども、ガイドブックにつきましては来年度については改訂版ということで、今までのものは内容の変わったものだけ変えていくということでありましたけれども、実際に印刷代というふうなことで考えていいのかなと思っておりますけれども、もしそうであれば印刷数量はどのくらいを予定されているのか伺いたいと思います。

○松野憲司子育て支援課長 改訂版の印刷につきましては、おおむね2年間の利用ということで、1,500部ほどを計画をしているところでございます。

○金兵智則委員 理解させていただきます。

その後、また新たな子育て支援制度が始まったときには大幅かどうかわかりませんが、また改訂をされるということで先ほど答弁がありましたけれども、私も以前から一般質問で議論させていただいた経緯がありますけれども、今現在、健康管理課と子育て支援課から計7種類の書類が配付されるということもありまして、それを何とか一つにまとめて、その1冊があれば十分事足りるのだよというものをつくっていただきたいというふうに提案させていただいたことがありましたけれども、その点についてはどうお考えかお伺いいたしたいと思っております。

○松野憲司子育て支援課長 このガイドブックにつきましては、できるだけ総合的な意味合いで1冊で一定数の内容が皆さんに御周知できるというような内容でつくってきたいというふうに考えており、健康管理課を初め、土木の公園関係、その他教育委員会とさまざまな関係部署が携わると思っておりますけれども、相互の連携を図る中で、極力、必ず1冊ということにはならない場合もあるかもしれませんが、極力、1冊の中で多くのことが網羅できるような体制で作成をしてまい

りたいというふうに考えているところです。

○**金兵智則委員** ただいまの答弁、大変、理解させていただきます、そして期待させていただきたいと思います。

僕が子育てをするときには、それを見れば全て網羅されているというような現状ができればいいなというふうに思いますけれども、それに当たって先ほど小澤委員のほうからも要らない情報を省いてなるべく厚くならないようなものというようなことがありましたけれども、私としては全く逆で、それは見る人にとってその人が必要なもの、必要のないものは種々選択すればいいというふうに考えていまして、なるべく欲しい情報に関しては入れていくということが必要なのではないかなというふうに思っております。

以前も言わせていただきました、やはり市民の方の意見を取り入れてつくってほしいということで、先ほどの答弁ではアンケートもされたので、その辺の中で精査をすると、またどنگりなどに伺い、サークルなどの意見を伺うということでありましたけれども、網走市はやはり転勤族が多い町ということで、外から来た方々というのはやはりよそのまちとの比較を網走に対してされると思うのです。

そういったときにはやはり来たばかりでわからないということもありますし、その前のところではこんなことがあったのにというようなこともあると思いますので、やはりアンケートの精査ももちろんですけれども、皆さんの意見を取り入れて、つくるからにはなるべくページ数少ないほうが安く上がるのかなというふうに思いますけれども、その情報の種々選択についてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○**松野憲司子育て支援課長** 来年度作成予定のものにつきましては、実際的にはぴゅあの改訂版ということで考えております。

そういった意味では、今現在制度が大きく変わったものですか、施設で掲載されていないものというような内容で取り扱いをして、実際的には現在のぴゅあは32ページものとなってございます。

そのほか、今、お話ししたとおりの施設情報等、漏れているものがありますので、必要なページ数の一定数の増ページということは考えてはおりますので、そのあたりの情報をまず入れるとい

うことと、もう1点お話のありましたさまざまな転勤族ということの方が多ということでのお話がありましたが、そのあたりもどنگりにも結構、そういった転勤族の方がいらっしゃるということが聞いておりますので、そういった方への意見聴取などを含めた中で、またこの改訂版の作成ということで取り組みをしてみたいというふうに考えております。

○**金兵智則委員** 来年度については、まずは改訂と、その次の年でまたさらに改訂をされるということでございますので、またそのときにも議論したいなというふうに思いますけれども、市の立場からすると入れられない情報でも市民の方からするとほしい情報というのがあるとは僕は思っております。

以前も言わせていただいたことがあったかなと思いますけれども、例えば転勤族の方が来たときに子どもを連れて行ける食事の場所がその冊子の中に入っていれば大変便利だというような声もあったかと思えます。アンケートにあったかどうか、ちょっと私のほうではわかりませんが、そのような声を私のほうでも聞いております。

ただし、市の立場からすれば子どもに対応しているような情報を載せると対応していないところのお店に対して不利になるというような、このような考えも出てくるのかなというふうに思いますけれども、その辺については一端、やはり市民の目線で市民が欲しいものをつくるという考えを持っていただきたいということを述べさせていただいて、次の質問に移ります。

次に、こども医療助成事業についてでありますけれども、この事業につきましても以前の一般質問で述べさせておりましたが、子育て世代の経済的緩和と地域医療を崩壊させないような政策が必要であるといった観点から、経済的に負担の大きい入院についての助成拡大について議論をさせていただきました。

来年度の予算編成の中で事業拡大が図られたことについては、率直に評価いたします。

そこで、まず伺いますが、来年度から拡大される入院費の無料化ですが、実施は8月からで予算額は380万円となっておりますけれども、これの金額の根拠についてお示してください。

○**松野憲司子育て支援課長** 予算額の380万円に

つきましては、従来の乳幼児医療助成事業ということで取り扱いをしております。

それに今回、中学生までの入院助成ということで拡大をさせてもらって、拡大分につきましては金額となっております。

おおむね想定されている入院で増となる見込みにつきましては、おおむね260件程度の入院分の負担となろうかというふうに試算をしているところでございます。

**○金兵智則委員** その260件というのは、過去の実績からそういうふうな数字を出されたという理解でよかったですでしょうか。

**○松野憲司子育て支援課長** 現在、小学校までは入院につきましては1割負担の助成を行っておりますので、それらの数字を参考とさせていただき、中学校については今現在、助成を全く行っておりませんので、数字的なことは全く過去の統計的な数字がございませんので、小学校等の推計数字を用いさせていただいて試算をしたところでございます。

**○金兵智則委員** ただいまの答弁については理解をさせていただきます。

そうすると、今後は以前から要望の多い外来における医療費負担の軽減、つまり対象年齢の引き上げが望まれている部分だと思います。

しかしながら、以前から市長も言われているとおり、引き上げによって医療現場に多大なる負担がかかり、小児科医療が崩壊してしまうことのないようにしなければなりません。

医療現場での負担と言われているのがコンビニ受診の問題であります。網走市のコンビニ受診の状況をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

**○松野憲司子育て支援課長** 実際的にはコンビニ受診という内容が何%あるとか、そういったことでの具体的、これがコンビニ受診だという確定的なことにつきましては病院サイドとか、そういったことでの判断になりますので、数字的なものについては押さえているところではございません。

**○金兵智則委員** 押さえているところはないということでもありますけれども、救急外来で投薬のみで帰る、あとは電話相談で終わるといったようなことも多いのかなという状況はお聞きしています。

私の実感として、やはりまだまだ多いのかなというような実感を持っているところでありますけ

れども、そこを何とかしていくということが子どもたちの健康や医療体制を守ることにつながるのかなというふうに感じております。

そのための政策として、今年度から始まりました24時間電話健康相談サービス事業でありますけれども、こちらについて現在までの相談件数や内容など、状況について伺います。

また、来年度予算が減額となっておりますけれども、理由もあわせて御質問いたします。

**○林幸一健康管理課長** 電話によります健康相談のサービスの実績でございますけれども、今年の5月から導入いたしまして、10カ月間で累計585件の御利用となっております。

ちなみに12月までの8カ月間では月平均45件程度の御利用だったのですけれども、12月に再度、チラシを全戸配付いたしまして、1月、2月につきましては月100件程度の利用が伸びているという現状でございます。

それから、導入の予算の減については、導入の際の全戸を対象とした周知にかかるチラシの関係とかを昨年度は計上しておりましたので、その分が落ちているということでございます。

**○金兵智則委員** ただいま585件ということで答弁いただいておりますけれども、この585件ということについて、市としてどのように捉えられているかお伺いしたいと思います。

**○林幸一健康管理課長** 当初、導入に当たりまして、私どもとしましては月100件程度を想定した予算組みを立てておりました。

現在まで585件の御利用ということなわけですけれども、この中でまず一つ目には、多いのは気になる体の症状に関する相談、それからまた治療に関する御相談、続いて夜間、休日などの医療機関の問い合わせということになっておりますので、まだこの部分につきましては、今後また周知を図りながら御利用いただければというふうに考えております。

**○金兵智則委員** この事業は、先ほどから申していますとおり、今後の小児科医療の方向性を示す重要な事業でないかなというふうに私自身感じております。

きちんとした運用がなされていくよう、周知の徹底などを図っていただきますよう要望していきたいというふうに思います。

また、今年度からもう一つ、予防という観点か

ら子どもインフルエンザ予防接種助成事業が始まっております。ことしも先月から全国的にインフルエンザが大流行し、網走市も流行発生注意報が出されるなど、私の周りでもインフルエンザにかかる人が多数出ておりましたが、全道的に見ると警報が出された地域もあったことから、一定程度、この事業の効果が出ていたのかなというふうに感じるところでもありますけれども、予防接種の接種状況やインフルエンザの流行状況について市としてどのような見解を持っているのか伺います。

○林幸一健康管理課長 インフルエンザにおきましては、せき、くしゃみなどによる飛沫感染が主な感染経路でありまして、集団で生活している場合には集団発生、感染拡大の可能性が高くなるということで認識しております。

また、保育園や幼稚園、また小学校に予防接種を勧奨することは、インフルエンザによる重症化の防止、集団発生、感染拡大の制御に効果的であるとも考えております。

今年度、導入後の実績でございますけれども、対象者4,800人に対しまして、実施された方は3,421人ということでございます。

○金兵智則委員 4,800人対象者中、3,421人と、より高いほうがこういう事業についてはいいのかなと思いますけれども、一定程度、皆さん受けられたのかなという認識をするところでございます。

子どもをお持ちの親御さんから見れば、医療費については無料期間は長いことに越したことはないというふうに思いますけれども、一方で医療現場の負担を考えると簡単には引き上げられないのかなというふうにも感じております。

この二つの事業は今年度からスタートしたばかりの事業でもありますので、こども医療助成事業についてはもう少し推移を見ながら、また時期を見て議論したいというふうに思います。

インフルエンザ予防接種事業で、もう1点、質問させていただきます。

こちら、事業対象年齢が1歳から15歳ということになっております。一方で、インフルエンザ予防接種が受けられる時期というのは生後6カ月からというふうになっていると思いますけれども、事業対象年齢を1歳からとした理由をお聞かせください。

○林幸一健康管理課長 接種対象者を1歳からとした理由ということでございますけれども、外での活動が活発化してくる1歳から中学生までを対象に予防接種費用の実施を計画したところでございます。

○金兵智則委員 理由としてはちょっと弱いのかなというふうにも思いますけれども、全国的に見ますと生後6カ月から対象としている自治体ももちろんございます。

また、欧米では6カ月から24カ月未満の乳幼児もインフルエンザの重症化率が高いと報告され、ワクチン接種による予防が望ましいというふうにされておりますけれども、網走市としても助成対象年齢を6カ月からにするべきだというふうに思いますけれども、予想される対象人数とあわせて見解を伺います。

○林幸一健康管理課長 予想される対象人数についてでありますけれども、昨年までのデータによりますとおおよそ300件程度の出生の方がいらっしゃいます。

そのうち、6カ月からということになりますと、単純にいけますと150名程度かという認識でございます。

○金兵智則委員 対象人数に関してはわかりました。

それでは、もう一度お伺いしますけれども、網走市として助成対象年齢を私は6カ月からにするべきだというふうに思いますけれども、どうお考えでしょうか。

○林幸一健康管理課長 委員御指摘のとおり、6カ月児からのインフルエンザの予防接種が可能となります。

こうしたことから、疾病予防の観点からも6カ月児からの予防接種助成も視野に入れながら検討してまいりたいと思います。

○金兵智則委員 とても前向きな答弁をいただいたのかなというふうに思います。

今年度の接種事業に関しては12月末時点で終了しているというふうに思います。正確な数字は決算を待たなければならないというふうに思いますけれども、今年度、先ほど御答弁いただいた接種人数から考えても来年度、生後6カ月まで拡大しても、来年度の予算内で対応は可能なのではないかなというふうに考えますので、ぜひとも来年度の実施時期にはそのようになっていることを期待



して、次の質問に移りたいと思います。

次に、看護師・薬剤師確保対策事業について伺います。

こちら、先ほども御質問がありまして1人、月2万円、12カ月で24万円、今、来年度予定されている方が70名ということで1,680万円ということでございますけれども、この1人月2万円という金額の根拠についてお示しいただきたいというふうに思います。

**○林幸一健康管理課長** 1人2万円の根拠についてでありますけれども、高校卒業されて進学された学生の方々は日々、アルバイトをしながらも学業に励んでいらっしゃるということは聞いております。

こういったことから、健康管理課としましては時給800円ということで週3日、2時間程度のアルバイトということでの算出根拠で2万円ということで計画しております。

**○金兵智則委員** 時給800円のアルバイトを週3日、2時間しか働かないということとはなかなかないのではないかなというふうに思いますので、もう少し予算額は多くてもよかったのかなというふうに感じるところでありますけれども、この事業の効果といいますか、結果が一定程度あらわれるのはいつごろというふうにお考えでしょうか。

**○林幸一健康管理課長** この事業に関しましては、既に進学されている方も対象としておりますので、その方は早ければ来年卒業されて戻って来られるということにはつながってくると思いますけれども、総体的な実績に関しましては2年制、3年制いろいろありますので、まだ3年後、4年後になるかということにはなりません。

**○金兵智則委員** 人材不足の問題に対して取り組まれたということに関して、これは以前から会派としてあらゆる場面で述べさせていただいておりますけれども、この人材不足の問題が解消されつつあるということは、今後、在宅医療の重要性が増している中でとても重要な事業ではないかというふうに思っています。

来年度から診療報酬改定がなされます。その中でも今回は在宅医療の効果や急性期病床の削減などが行われるという予定になっております。

以前からの答弁では、在宅医療の体制整備に向けては医療機関の体制が大きなウエートを占めているため、人材不足など多くの課題があるという

ことでしたので、看護師不足の問題、一歩進みましたので、今後また別の機会で医師不足の問題とあわせて議論させていただきたいというふうに思います。

次に、予防接種事業について何件か伺います。

まずは、麻しん・風しん予防接種事業についてであります。

全国的に風疹が流行しており、厚生労働省によると平成25年には累計1万4,357例の報告があり、風疹が全数報告疾患となった平成20年以降、最も多い報告数となりました。

また、抗体を持たない、また低い抗体値の妊娠中の女性が風疹にかかると赤ちゃんに先天性風疹症候群が起こる可能性が高いというのは皆さん御存じのとおりだというふうに思いますけれども、網走では妊娠を予定、希望する世代に対して予防接種料などの一部を助成する事業を始めておりますけれども、実績について伺います。

**○林幸一健康管理課長** 妊娠を予定、希望される方につきましての実績ということでございますが、抗体化検査を受けられた方は156人、予防接種につながった方はその中で77名というところでございます。

**○金兵智則委員** 妊娠を希望される方ということでございますので、来年度の見込みというのはなかなか難しいのかなというふうに思いますし、対象人数もはっきりしないのではないかなというふうに思いますが、しかし、この事業があることを知っていれば検査を行っていたということがないよう、しっかりとした周知が必要になってくるというふうに考えますけれども、今後の対応について伺いたいと思います。

**○林幸一健康管理課長** 妊婦が感染することによります先天性風疹症候群など、胎児に及ぼす影響は非常に大きいものがあると考えております。

こういったことから、疾病の知識などにつきまして、広報誌やホームページを活用し、感染蔓延予防につながるワクチン接種について広く周知を図ってまいりたいと考えております。

**○金兵智則委員** 周知の方法、いつもそういう感じでございますので、また若い女性が集まるようなところということを考えながら周知に図っていただきたいというふうに思います。

もう一つ、この事業には定期予防接種というのも含まれていると思います。生後12カ月から24カ

月未満に1回、小学校就学前の1年前の間、つまり幼稚園や保育園でいうと年長時に当たる時期の子どもが対象になるかというふうに思いますけれども、まず網走市の接種率についてお伺いいたします。

○林幸一健康管理課長 定期接種の接種率についてでございますが、1期の方につきましては対象となる方が335人に対しまして、接種が322人で96.1%、2期が対象者300人に対しまして、接種が289人で96.3%でございます。

○金兵智則委員 網走の接種率、かなり高いのかなというふうに思いますけれども、やはりまたより強化をしていかなければならない分野なのかなと思います。

北海道は、新年度から風疹予防のための定期接種の働きかけを強化するという見解を示され、未接種家庭の個別の呼びかけを全市町村に求める方針ということがこの間、新聞報道で発表されておりますけれども、網走市、現在のところも高い接種率でありますけれども、より高い接種率を目指してこの方針に対応しなければならないと思いますが、今後、どのような対応するお考えなのか見解を伺います。

○林幸一健康管理課長 当市としましては、この定期接種と妊娠予定、希望される方のほかに任意の予防接種につきましても助成を行っているところでございますが、ただ任意の接種率が低いところではあります。

対象年度に接種を逃がした方につきましては、翌年度、はがきによる個別の接種勧奨の御案内をするとともに、市広報誌に任意麻疹風疹の事業内容を定期的にも掲載をしているところでございます。あわせて積極的に周知してまいりたいと考えております。

○金兵智則委員 積極的な周知をまた目指していたいただきたいというふうに思います。

○七夕和繁委員長 金兵委員の質疑の途中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○七夕和繁委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

金兵委員の質疑を続行いたします。

○金兵智則委員 予防接種事業についてもう1点、お伺いいたします。

次に、子宮頸がん予防接種事業についてであります。

子宮頸がんは乳がんに次いで若い女性がかかる方が多く、ヒトパピロマウイルス、HPVというウイルスの感染が原因で起こりますが、子宮頸がんの約半分はワクチン接種によって予防することが期待されるため、厚生労働省はワクチン接種の積極的な呼びかけを行ってまいりました。

また、世界保健機関WHOも接種を推奨してありました。網走市としても、中学1年生から高校1年生を対象に定期接種としておりましたが、現在は副作用の報告が多数上がっており、国への報告は約2,300件あり、歩行困難など重症なものも530件を超えているようであります。

また、道内では50件を超える報告があり、被害者連絡会を発足させるということでもあります。

まず、網走市の接種率と副作用の報告事例について伺います。

○林幸一健康管理課長 今年度、子宮頸がんワクチン接種を受けられた方につきましては、現在までにおきまして37名の方が接種されております。

11月以降は接種はないという現状でございます。

接種後の御相談があったかという件につきましては、2名の方から御相談があったということでございます。

○金兵智則委員 副作用の報告事例については御相談という、今、御答弁でありましたので、そこまで重症なものではなかったのかなというふうに考えますけれども、この問題に対して厚生労働省の有識者検討部会は、こうした副作用は接種による痛みや不安に対する心身の反応が引き起こしたものと見解をまとめましたが、部会委員の構成に関して疑問を投げかける方もいるようですし、脳神経医などは神経障害や血流異常など、ワクチンの成分が影響している可能性を指摘しております。

また、海外ではワクチンに含まれるアルミニウムが原因との見方もあるとのことでした。

しかし、一方で接種を希望する人がまだいるのも現状であります。網走市の来年度予算を見ると対処に苦勞されているのも見え隠れしておりますけれども、網走市としての今後の接種に対する見

解をお伺いいたします。

○林幸一健康管理課長 平成26年度の予算編成に関しましては、本年度の実績を踏まえ予算計上しているところでございます。

接種を希望される方におきましては、その有効性とリスクを御理解の上、接種していただくよう周知してまいりたいと考えております。

○金兵智則委員 接種を希望される方にはメリット、デメリット、しっかりと説明し、判断を行っていただけるような対応を望みたいというふうに思いますし、また相談体制に関しても充実していかなければ、この問題に対してはいけないのかなというふうに思いますけれども、相談体制といったことに対して何かお考えがあればお聞かせください。

○林幸一健康管理課長 相談体制、支援体制ということでございますけれども、保健センターのほうに御相談があった場合は、北海道と関係機関が一体となって対応する支援体制が構築されております。

道内の治療窓口に関しましては、北大病院と札幌医科大学の2カ所となっておりますことから、こちらの支援体制のほうに御相談できるような助言につなげてまいりたいということで考えております。

○金兵智則委員 こちらの問題、まだまだ解決に向けてははっきりとした状況が見えないのかなというふうに思いますので、しっかりとした対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、廃棄物処理施設整備に関連して質問をいたします。

徐々に次期一般廃棄物処理施設の整備に向けて、その方向性に動き出しつつあるのかなという感じではありますけれども、まず新規事業であります生ごみ分別堆肥化検証事業でありますけれども、この事業は前もって生ごみの分別収集と堆肥化の検証試験を実施するというものであります。内容についてもう少し詳しい説明をお願いいたします。

○梅津義則生活環境課長 生ごみ分別堆肥化検証事業についてでございますが、次期廃棄物処理施設の設置要件としている生ごみ堆肥化処理施設の供用開始に備えまして、生ごみの排出状況と堆肥化状況について検証し、分別収集及び施設運営をスムーズに開始することを目的として行います。

それと、八坂のごみ処理場の延命化といったようなこと、シュレッターくずが副資材として使用できるかといった検証、それと黄色い専用ごみ袋を使うことによって、カラスの被害がどうなるかといったようなことを検証したいということで行います。

具体的な事業の内容でございますが、対象地区は潮見地区と呼人地区、2地区をモデル地区いたします。潮見地区を選定した理由でございますが、4,000世帯ございまして人口世帯数が市内で最も多く、公住、戸建て等、大学生ですとか、単身世帯、老人世帯、いろいろな生活様式の方が住んでいるといったようなことで、こちらの地区を選んだということでございます。

それと呼人地区でございますが、呼人地区は予定している処理施設と堆肥化処理をする施設と同じ地区であるということ、それと野生動物の被害状況などが郊外地区ならではのそういった状況が確認できるのではないかとということで選定をしました。

こちらの2地区で市内の4分の1の世帯が参加をしていただくと、御協力をいただくといったようなこととなります。

実施機関は9月から11月の3カ月間、事業内容を周知するために6月から8月ぐらいになると思うのですが、広報活動ですとか町内会単位で説明会を開催していきたいと考えております。

実際の収集回数になりますが、潮見地区は月曜・木曜収集でございます。3カ月間の間に26回の収集があります。呼人地区は水曜・土曜の収集でございますが、同じく26回の収集がございます。

排出方法は黄色い専用ごみ袋を作成して、説明会のときにあわせて町内会をお願いをして配付をしてもらう部分と、あと町内会未加入世帯等につきましては、私どもの生活環境課の職員が直接お配りをするという予定をしております。

排出場所は、今ある一般ごみステーションを使って排出をしていただきます。袋のサイズは5リットルです。26枚入りを1パックにした黄色い専用ごみ袋をつくって配付をいたします。

その事業で処理されるであろう堆肥の量なのですが、潮見地区では132トン、呼人地区では20トンで、合計で152トン进行处理できる、この部分が八坂のごみ処理場の延命につながるのではないかと

と推測をしております。

生成された堆肥につきましては、生活環境課所管の花壇で使用するという予定をしておりますが、事業所に聞いたところ、そんなに150トンの生ごみを入れても、ほとんど堆肥は出てこないのだといったようなことを聞いておりますので、その辺は状況を見ながらというふうになるかと思えます。

○金兵智則委員 詳しい御説明ありがとうございました。

イメージが大分つかめたのかなというふうに思いますけれども、黄色のごみ袋というところが1点ちょっと気になったのかなと思いますけれども、以前、ごみ袋の色のお話の質問をさせていただいたことがありますのだけれども、網走はなぜ青色だということで、網走のブルーをイメージしてブルーにしたのですよという質問があったときに、黄色の袋では色が黄色であるからカラスの被害がないのではなくて、カラスが見えないような成分の調整していたら実質、黄色になったから黄色のごみ袋がカラスがいたずらしないのだということで、その認識は間違いないでいたほうが良いというような答弁をいただいたことがあったかなというふうに思うのですけれども、検証実験ですので黄色のごみ袋で検証実験をしていただいて、それは全然問題ないというふうに思いますけれども、この検証試験の結果次第では実質、始まる時にはいろいろな部分が変わってくるのかなというふうに思いますけれども、その辺についてもう一度お伺いしてもいいですか。

○梅津義則生活環境課長 黄色いごみ袋につきましては、今回考えておりますのは宇都宮大学の杉田先生が開発した紫外線を利用した中身の見えない袋といったような袋ではございませんで、ただの黄色い袋ということで御理解いただきたいと思えます。

その袋を使ったときにカラスがどんな反応をするのかといったようなことを検証したいといったようなことでございます。

○金兵智則委員 検証実験ですので、これで試していただくというのは問題ないということでもう一度言わせていただきますけれども、実稼働が始まったときに、例えば黄色では余り結果が出なかったのだから家にある透明の袋だったらいいですよとか、その辺はリサイクルの問題もかわっ

てくるのかなというふうに思います。

これについては、また始まってみて3カ月間ということですので、その結果についての御報告を待ちたいというふうに思います。

新たな廃棄物処理施設では、もう1点、プラスチックごみの分別を行うという予定ではあったかと思えますけれども、例えば生ごみの分別収集は検証試験ですけれども、現在、八坂にある廃棄物最終処理場の延命を考えた場合、プラスチックごみの分別を前倒しでもやっていくような方向で検討していったらどうかというふうに思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○梅津義則生活環境課長 現在使用中の最終処分場の延命をするためにプラスチック類を分別処理するということが効果的であるということは認識をしております。

プラスチック類を分別するためには、現在のリサイクルセンターの設備では能力が不足しておりますので、新たに選別するスペース、それと圧縮梱包機の整備、処理ルートの確保などが必要となります。

現在のリサイクルセンターに設備を整備するために必要な費用が、建物の増築と電気設備等に約2,000万円、圧縮梱包機で約4,000万円かかるというふうに試算をしております。

この設備したものが新たなリサイクルセンターに移設して使用可能であればいいのですが、それがちょっと難しいというようなことがありまして、短期間の投資にしては余りにも高額ではなかないかということで費用対効果の面から市民の理解も得られないのではないかとということで、この辺は進めていないという状況にあります。

また、分別収集計画にも基づかない処理ということになりますので、処理先は独自にルートを探さなくてはならないということなどが課題にありますので、現状ではちょっと難しいのかなというふうに考えております。

○金兵智則委員 そうですね、市民の理解を得られないということは理解させていただきますけれども、例えば分別の練習といいますか、市民の方に対して分別だけはやっていただくというようなことも考えていてもいいのではないかなというふうに思います。

それが後々の本稼働になったときにつながっていくということもありますので、そういったこと

も考えていただければというふうに思います。

次に、整備の地域への影響についてお伺いいたします。

一般廃棄物処理場がこのまま明治地区に建設されることになった場合、地域の方々からも多少なりとも不安の声も私のほうでも耳にしております。

まずは、来年度から工事が着工になり、工事が始まった場合、工事関係車両がどこを通るかというような心配があるということをお伺いしました。

それらの車が走行することにより、住宅への影響を懸念しておりますので、まずその点についてお伺いをいたします。

また、騒音や振動などについてはどの程度配慮されるのか、あわせて伺いたいというふうに思います。

**○梅津義則生活環境課長** 工事中の関係車両の通過するルートということでございますが、こちらのほうは向陽ヶ丘地区の説明会の中でもやはりそういった心配というのは住民の方もされておりましたので、これは向陽ヶ丘地区のほうのルートを通さないような考えで今のところはやっていこうかなというふうに思っております。

工事中の重機ですとか、そういったやはり明治地区の方に非常に迷惑というか、騒音ですとか、振動とかの部分で御迷惑をおかけすることもあると思うのですが、その辺は安全対策ですとか、騒音、振動等の細心の注意を払いながらできる限り迷惑をかけないように、施工業者さんと打ち合わせをしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** 向陽ヶ丘地区のほうは通らないということで、明治地区は今まで物すごく静かな環境であったと、そこに工事車両が入ってくるといって不安に思われている方が多いのかなというふうに思います。

その辺の方々にも理解を得れるようなしっかりとした対応をお願いしたいというふうに思います。

もう1点、実際に一般廃棄物処理場が稼働した場合、パッカー車の車両がどこを通るのかというのは、以前にも議論があったかというふうに思います。ここで改めて確認したいと思います。

**○梅津義則生活環境課長** ごみ収集車の搬入経路

でございますが、こちらは向陽通から明向大橋を通るルートについて交通量、振動等の調査を実施したところ、向陽通の入り口では現状で相当数の車両通行量がございます、これは通学者の送迎車両も多いということが一つの原因になっているというふうに思われます。

このようなことから、市の委託車ですとか、許可業者の車両につきましては通行時間の調整や道道網走公園線から明治地区に上がっていくルートが望ましいのではないかとというふうに考えています。

**○金兵智則委員** パッカー車の経路について答弁をいただきました。

それ以外にもう1点、今現在も市民の皆様は八坂の処分場へ自家用車などで直接運んでいらっしゃる方がいらっしゃいます。新たに明治に処分場ができたときにも自家用車で運ばれる方がおられるというふうに思います。

近くには学校があり、通学路に指定されている道路もありますので、何らかの規制をかけるような対応は考えられますでしょうか、お伺いします。

**○梅津義則生活環境課長** 個人車両のごみの持ち込みについてだと思いますが、この辺についてはルートを限定するというのは難しいということもありますが、今後、開催予定の廃棄物減量化と推進懇話会におきまして車両の通行時間の調整ですとか、ルートの限定などを検討するほか、全体としての持ち込み車両を減らす方法などについて委員の皆さんと協議をしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** 今後、さまざまな問題といたしますか、課題が上がってくるのかというふうに思います。細かいこともあるのかなというふうに思いますけれども、最新の注意を払って進めていただきたいということをお願いいたしまして、最後の質問に移ります。

最後に濤沸湖水鳥・湿地センター管理運営事業であります。来年度、新たに映像機器類が整備されるということ、また映像素材についても整備していくということでありましたけれども、内容について御説明をお願いします。

**○吉村学生生活環境課参事** 濤沸湖水鳥・湿地センターの映像機器の関係でございますけれども、現在、館内ではレクチャー室におきまして濤沸湖の

四季を紹介した13分の映像、瀧沸湖生命のゆりかごとといったものを上映しておりますが、観光ツアーで来館される方については滞在時間が非常に短いというようなことを理由に観賞する時間がとれないというようなケースが多く見られております。

これに対応するために職員やボランティアの撮りためた四季折々の自然やタイムリーな自然情報、また観光情報といったものを短い映像で紹介し、満足度アップとリピーター向上を図りたいと考えておまして、そのための映像機器、大型テレビモニター、システム関連などの機器の整備を行いたいと考えております。

**○金兵智則委員** もう1点、特にタイムリーな自然情報映像はホームページと連携して情報発信し、広くPRするというふうになっておりますけれども、この施設は学習施設としての一面、それから観光施設としての一面があるというふうに私は考えております。

より施設を利用していただくためには、PR方法もターゲットに合わせたものが必要になってくるというふうに思いますけれども、観光部でもセブンミュージアムPR事業の中にこのセンターは含まれているというふうに思います。

それぞれで個別にPRしていくよりも、相乗効果が上がるようなPRが必要かというふうに思います。

また、先ほどリピーターの向上という話もありましたけれども、特に季節によって違う自然環境を見ることができる施設として、次は夏に来てみたい、冬に来てみたいなどというふうに思わせるPRをしていただきたいというふうに思いますけれども、見解をお伺いいたします。

**○吉村学生活環境課参事** 委員のおっしゃるとおりだと思います。

団体客に対する対応といたしまして、今後も滞在時間に応じた体験プログラムを企画するなどして施設の認知度と満足度の向上には努めていきたいと考えております。

また、ホームページの充実を図るために更新作業も随時行っておきまして、英語版ページの新設、ガイドブックの他言語版をダウンロード可能な状態にアップするなど、海外へPRしていくとともに、タイムリーな自然情報などホームページ上で動画配信するといったような取り組みも検討

いたしまして、瀧沸湖の魅力を情報発信してまいりたいと考えております。

**○金兵智則委員** さらなるPR効果が出てくるよう期待して、私の質問を終わりたいと思います。

**○七夕和繁委員長** 次、平賀委員。

**○平賀貴幸副委員長** それでは、質問をさせていただきます。

最初に生活保護に関して端的に伺ってまいります。

年々増加する生活保護の中には、どうしても就労に結びつけることが困難なケースもあれば、自立へ向かって必要な支援を重ねていけば就労につながるケースもあり、生活保護に至る前のセーフティーネット機能と、生活保護になった後のそこから自立へと向かう機能の両方が強化されることが大切だというふうに思います。

現状、網走市ではこうしたことについてどのような取り組みが行われ、どの程度の効果を上げているのか、また新年度に向けて生活困窮者自立支援法を踏まえてどのような取り組みに進んでいくのか伺いたいと思います。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 生活保護の就労支援についてですが、当市におきましてはハローワークと連携いたしまして生活保護受給者等就労自立促進事業を行っているほか、民間職業紹介プログラム事業の二つの事業を行いまして、就労支援を行っているところでございます。

成果なのですが、1点目の生活保護受給者等就労自立促進事業におきましては、平成24年度7名の方が参加いたしまして就労を開始した方が3名いらっしゃいます。

2番目の民間職業紹介プログラム事業につきましては、2名の方が参加されましたが、残念ながら就労に結びついてはおりません。

次に、自立相談支援事業につきましては、昨年の臨時国会で成立いたしまして、福祉事務所を設置する自治体は自立相談支援事業が義務づけられたところでありまして、平成27年4月からの実施に向けて全国各地でモデル事業が行われており、当市においても平成26年10月からのモデル事業を予定しているところでございます。

この事業の目的は、生活困窮者に対する自治体の相談窓口が地域によっては生活保護法に規定する要保護者に対応する福祉事務所以外は十分に整備されていない状況にあるなど、生活保護受給者

以外の者への個別的な支援が全国統一的な制度として実施されていないため、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行う体制を構築するものとなっており、

○平賀貴幸副委員長 新年度からのモデル事業も含めて理解をさせていただきました。

トータルで9人の方々が何らかの形で就労に向けた取り組みをされて、結果として3人が就労に結びついたということだと思いますけれども、状況からいうと必ずしも多くなっていないのかなと思いますが、大体、毎年このぐらいの状況なのでしょう。また、こういった状況を行政としてはどのように評価されているのでしょうか。

○鳥井本和義社会福祉課長 就労支援の取り組みにつきましては、大体、毎年この程度の参加ということになっておりまして、参加は御本人の必ず同意が必要となってくるものですから、なかなかこちらで強制的に行うということではできないということで、ちょっと参加する人数が少ないというような状況になってございます。

○平賀貴幸副委員長 そういった状況は私も理解をさせていただくところであります。

ただし、釧路市などを見ていると、その人数がふえていくための取り組みをしっかりと行っている自治体もあるわけでありまして、そういったところを参考にしながらぜひ、参加する人数がふえるような取り組みをしていただきたいのですが、そのための一つの方策として一つ御提案なのですが、北海道オホーツク総合振興局では管内の事業者とボランティア活動支援事業にかかわる対象者受け入れにかかわる協定書を結ぶ取り組みというのを今年度から始めておりまして、4月からそういった形の事業所が幾つか管内に生まれるというふうに伺っています。

この事業は、各事業所内において就労ではなくボランティア活動として対象者になる生活保護受給者を受け入れることで、就労体験を行うことや社会との接点を結ぶことを目的とするものでありまして、今後、積極的に進められることが私は望ましいというふうに考えるものであります。

恐らく市内の事業所と振興局が協定を今後、結んでいこうともあり得るだろうというふうに十分思われるのですが、積極的にこうした道の政策にも協力しながら、就労へと歩みを進める生活保護受給者をバックアップすることが網走市と

しては必要ではないかというふうに思いますが、このあたりはどう捉えていらっしゃるのか見解を伺いたいと思います。

○鳥井本和義社会福祉課長 委員のおっしゃっている事業につきましては、就労意欲喚起等支援事業だと思われませんが、その事業につきましては現在、オホーツク総合振興局でどの程度の成果が得られるのか、情報をお聞きしながら事業の実施について判断していきたいというふうに考えているところでございます。

○平賀貴幸副委員長 状況を見ながらということと理解をさせていただきますが、先ほど申し上げたとおり、その約9人程度しか毎年、就労に関する事業に出ないということですが、今、申し上げた事業はその手前のものでありますので、この9人をふやすための事業だということとをまず、ぜひ御理解をいただいた上で、ぜひこれは道の実施する事業ですけれども、網走市としても積極的に協定を結ぶ企業が網走市内にふえるという取り組みをしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○鳥井本和義社会福祉課長 委員のおっしゃるとおりだと思いますので、振興局が協定を結んでいる事業所を確認させていただきながら、今後、進めていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸副委員長 就労の入り口の問題であります。ぜひ、ここからまずは就労の手前の活動に参加して、社会に復帰するというのでしょうか、社会の中で自分が役に立つ存在なのだというのをまず自覚しなければ、就労には決して進みませんので、まずここからぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。次の質問は、障がい者の地域生活支援について何点か伺ってまいります。

最初に、就労支援の取り組みについてであります。

市議会議員当選当時から何回もこの障がいのある方の就労に関する予算が、網走市には障がい福祉サービスの関係の予算を除くと毎年ゼロであるということ指摘させていただいておりましたが、このたび予算が幾つかついたということは率直に評価をするところであります。ここからがスタートでありますので、どのような展開を示すのかということ伺っていただきたいというふうに思いま

す。

先ほども金兵委員のほうからジョブコーチについて質問があったところではありますが、私からも少し伺います。

そもそも1号のジョブコーチ、いわゆる福祉事業所の中でジョブコーチとして養成研修の修了者が少ないことと、それから職務として1号のジョブコーチで活動できる方は網走管内にたった1人だけという状況に変化はないのだというふうに理解しておりますが、まず、このことについて改善することが必要だというふうに思いますけれども、どのように取り組みを進められるのか伺いたいと思います。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 管内で1名しかいらっしゃらないジョブコーチということもございまして、今回、新規事業といたしまして障がい者ジョブコーチの補助事業を来年度から行うこととしたというところでございます。

**○平賀貴幸副委員長** それで1号、それから2号のジョブコーチ、2号は企業の中で活動するジョブコーチのことでありますけれども養成をするというのは理解はできるのですけれども、職務として1号のジョブコーチが仕事をするために要件がございまして、就労移行支援の事業所であること、もしくは就労継続支援A型、もしくはB型で、一定数以上の就労の実績があること、こういう要件があるものですから、もう何十年にわたっても実は1人しか網走管内にいないという状況が変わらないのです。このことに対してどのような取り組みを網走市としてはされるのか、もう一度、答弁をお願いします。

**○酒井信隆福祉部長** 今、平賀委員のほうからお話があったようにジョブコーチについてはなかなか各市町村で、そのジョブコーチという事業が進まないという現状にありました。

今、お話あったように、移行事業とか、そういう各事業所が網走でも最近活発に指導がされておりますので、その辺も踏まえて今回、ジョブコーチと、事業を立ち上げて、何とか網走で管内でもなかなか進んでいないところ、網走が率先してやっついこうという意気込みで今回、新しい事業を立ち上げたというところでございます。

**○平賀貴幸副委員長** その意気込みはよしというところだと思います。ぜひ、進めていただきたいと思いますが、そのためにもやらなければいけな

いことがもう一つあると思っております。

これは国のとある一つの機構のルールで就労移行支援の事業所の人、もしくは就労継続支援で一定の就労実績のあるところしか1号ジョブコーチで活動できないというふうに要綱で定められているからにほかなりません。法律で決まっているわけでも何もなく要綱です、たった一つの機構なのです。

このことについては、しっかりと商工と連携をしながら国に対してやはり行政は抗議をしていただきたい、この条項が変わらないからいつまでたってもずっと1人の状況が続いて、網走市は今、頑張ろうとしていますけれども、そういった厳しい状況なのでぜひそこは抗議をしていただきたいというふうに思っています。このことは要望ですので、次の質問に移っていきませんが、1号ジョブコーチ、あるいは2号ジョブコーチが網走市内の養成をされていく、現在もその資格を持っている方は何人かいらっしゃるのですけれども、そういった養成を受けた後というのも実は重要だと思います。

職場内でせつかく研修してきた内容を今度は共有していかなければならないわけですが、その共有がなかなか容易ではないということも予測できるわけでありまして。

そうすると、研修終了後の連携が重要になってくるのですけれども、どうやって各事業所間の連携をするかということをやはり想定しておかなければいけないと思います。ジョブコーチさんが孤立しないような取り組みが必要ですが、どのような展開が想定されているでしょうか。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 1号、2号のジョブコーチを受講した方々につきましては、その後、自立支援協議会の中で交流の場をつくっていきたいと考えておりますので、その中で情報交換やスキルアップなどをしていったり、障がい者の就労支援に積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

**○平賀貴幸副委員長** 自立支援協議会の中でということで、それも一つ大事な方法だと思います。

一方で、今年度、障がい者理解促進啓発事業ということの中でも研修会を行ったり、交流をしたりするというふうに伺っておりますけれども、その中でもこのジョブコーチの資格を持った方は活躍していただいたり、交流したりしていただく必



要があると思いますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○鳥井本和義社会福祉課長 障がい者同士が夢を語るお茶会につきましては、まず1回目を5月に行う予定としております。

それで、その自立支援協議会が主体となって行うこととなりますので、その中でジョブコーチの方を招いてということも考えられるかなというふうに考えております。

○平賀貴幸副委員長 自立支援協議会の中でわかったのですけれども、もう一つ、私が申し上げたのは障がい者理解促進啓発事業の中でのジョブコーチさんたちの絡みが出てこないのかどうかということなのですけれども。

○酒井信隆福祉部長 啓発事業の中でやはりジョブコーチというものを企業の方、また事業者の方に知っていただくためには、その啓発事業で互いに障がい者のことをよく知っていただく、またジョブコーチのことも知っていただく、そういうような啓発事業にしていきたいと思っております。

○平賀貴幸副委員長 ジョブコーチだけに限らず、恐らく障がいのある方々の特性も含めて企業の方に理解していただくということも、この障がい者理解促進啓発事業にとっては多分、重要なのだと思います。

私は、こうした交流会をきっかけにして次のステップをどうするかということが実は大事だというふうに思っております。

網走市にも、障がい者の雇用につなげていくための職親会が設立されることが望ましいというふうに実は考えておまして、お隣の北見市では名寄や士別の職親会が中心となって働きかけを行った結果、職親会が既に設立をしております。

こうした状況を踏まえて、各種の職親会などとも連携をしながらぜひこの交流会をきっかけに網走市にも障がい者の方の職親会の設立へとつなげていってはと思いますが、行政としてはどのような意図をお持ちでしょうか。

○鳥井本和義社会福祉課長 職親会の関係ですが、北見市で職親会ができたというのは承知しております。網走市におきましては、何度も名前が上がっている自立支援協議会の中で議論させていただいて、前向きに検討していければなというふうに考えております。

○平賀貴幸副委員長 ぜひ、自立支援協議会の場とあわせて障がい者理解促進啓発事業の場所も活用して、そういう形につなげていていただきたいというふうに思います。

また、職親会がもしできることになれば、一定の予算措置も多分必要になると思います。設立に至った際には一定の支援を行うべきだろうというふうに考えますので、ぜひそこを念頭に入れながら事業の推移を見ていていただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に移りますが、障がい福祉サービスにおける相談支援関係の内容について幾つか伺います。

市内には二つの相談支援、指定相談支援事業所があるのと、それからケアプラン、個別支援計画をつくるための相談支援事業所があるというふうに理解をしております。

現在の法律のもとでは、ケアプランの作成が義務づけられておりますから、年度が変わるこれからの時期が1年間の間で最も忙しい時期になるというふうにも思います。

そもそも3年でしたでしょうか、猶予期間の間にケアプランを全て整える必要があるというふうに理解をしておりますが、現状はスケジュールどおり順調に進んでいるのか、遅れ気味なのか、またそれに対してどのような対処を進める考えなのか伺いたいと思います。

○鳥井本和義社会福祉課長 サービス等利用計画の作成状況につきましては、平成25年12月段階で障がい者総合支援法分が16.2%、児童福祉法分が1.8%と、かなりおくらしている状況になってございます。

当市では法施行当初、サービス等利用計画を策定する指定特定相談事業所は2カ所でしたが、平成25年12月に1カ所、平成26年1月に1カ所をそれぞれ指定し、現在は合計4カ所の指定特定サービス事業所があります。

この2カ所の追加指定にあわせて平成26年1月以降は新規のサービス利用者及びサービスの更新を行う者については、全てサービス等利用計画の策定を行うこととし、サービス提供事業所及び相談支援事業所を対象とした説明会を行い、現在に至っているところでございます。

○平賀貴幸副委員長 2カ所ふえたとはいえ、かなりこれは厳しいスケジュールだなというのを理

解させていただきました。

実は、他市を見てると新規の児童に限ってですけれども、網走でいうこども発達支援センターがその部分は担っていて、継続の分を小学校以上の児童の放課後児童デイなどをやっている事業所を含めて担っているというふうに分業体制を引いて、何とかこのパーセントを上げているのですけれども、網走市の場合はそういう考え方は持っていなかったのでしょうか。

**○鳥井本和義社会福祉課長** ケアプランの分担についてであります。今現在ある4カ所はそれぞれ障がい者総合支援法に基づく計画、児童福祉法に基づく計画のいずれにも対応することができません。

どこの相談支援事業所に計画の策定を依頼するかについては、制度上では基本的にはサービス利用者が決定することとなりますが、利用者からの問い合わせなどがあった場合については、その時点で各相談支援事業所が計画作成を担当するサービス利用者の数などを勘案しながら、市のほうからサービス利用者へ相談事業所を紹介するなど、振り分けを行っているところでございます。

**○平賀貴幸副委員長** 新しくつくるわけですから、時間はどうしてもかかるのですけれども、それでも継続利用の方のほうがそれほど時間はかからず、ただ新規の利用者の方はとても時間がかかる。そうすることによって、その分業体制を引いていくことのほうがスムーズに進むというのは他市を見てると明らかでありまして、特に児童は最初の入り口はほとんどがこども発達支援センターになるわけで、その部分で新規の計画はつくると、継続の児童についてはそれ以外の事業所で作成するという形で、明確に区分をしたほうが仕事としてはスムーズなのですけれども、その辺は今後、考慮されるでしょうか。

**○酒井信隆福祉部長** 今の区分の関係なのですが、先ほど課長が答弁したように、若干、網走市はおくれ気味であります。

その中で、今、区分という前に全ての方の計画を立てようということで、発達支援センターにおきまして相談員を専属で1名という形で配置をする予定となっております。

その中で、今、委員がお話あったように、将来的にその辺の新規と、それから継続のモニタリングの分とありますけれども、ただ、やはり委員が

お話あったように新規の分は結構、手間がかかりますし、時間もかかります。この方々に全て新規をやらせるのか、モニタリングも含めてやったほうがバランスがとれるのかというものは今後、検証していきたいと思っております。

**○平賀貴幸副委員長** それぞれのやり方がありますので、今がちょうど過渡期といえますか、一番大変な時なものですから、少しでもその分業体制を引くことでスムーズに流れればということで意見を申し上げましたので、その辺は状況を見ながら進めていただければと思います。

次に、この相談支援の予算名について伺います。これは、どこの町でも声が上がっていることで、恐らく網走でも例外ではないと思うのですけれども、指定相談支援事業所には自治体から一定の人件費に当たる経費が支出されているところがあります。

そこに加えてケアプランの作成にかかわる報酬があるという状況になりますけれども、それでも経費的には厳しい状況にあるのだというふうに理解をするところです。

さらに、ケアプランを作成するために今回、新たに追加された相談支援事業所の場合は、さらに状況は深刻でありまして、かなりの数のケアプランをつくらないと、人件費すら捻出できず、その多くは経営的に大幅な赤字を出しながら、なかばボランティアのように義務とされたケアプランの作成を行っているのが現状だというふうに認識しています。

網走市でも同様な状況にあるのではないかと伺いますが、現状はどのように認識されているでしょうか。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 計画作成にかかる給付費についてでございますが、委員のおっしゃるとおりそういうお話をよく耳にいたします。

その増額につきましては、北海道市長会などの会議でも課題に取り上げられておりまして、北海道市長会からの要望として取り上げるか否かについては、現時点では保留扱いとなっているところでございます。

今後、北海道市長会において検討が行われることとなりますが、当市においてはその動向を見据えた上で対応を検討していきたいというふうに考えております。

**○平賀貴幸副委員長** この問題は国の制度設計の

不備だと言わざるを得ないのだというふうに思っています。

特に、道内の自治体は移動だけでも往復、最低30分以上、場合によっては1時間以上かかる場所もあるのは御承知のとおりでありまして、本州よりもこの計画をつくるために働く人の負担というのは過重になるということは容易に予想できるものであります。

こうした状況をやはり改善するには、市町村が声を上げていくというのは近道であります。今も答弁ありましたけれども、これは正式に要請としてぜひ国に上げるべきものと思いますので、強く働きかけを行っていただきたいと思っておりますし、あわせてこうした状況は各市町村、力を合わせてしっかり調査した上で、状況によってはマスコミにも現状をきちんと訴えいくというのは大事だと思うのでけれども、その辺も含めて見解はいかがでしょうか。

**○酒井信隆福祉部長** その辺につきましては、今、課長のほうから答弁がありましたように北海道市長会のほうの様子を見る、ただ、現場を持っているのは市が現場を持っているわけなので、一番、その状況というのは市が把握ができるという立場であります。

その辺も含めて、現場をしっかりと皆さんの御意見を聞きながら、また他市町村の状況も踏まえて、それをどのように道のほうに伝えて、また国のほうに言っていくかという部分については今後、検討していきたいと思っております。

**○平賀貴幸副委員長** ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、こども発達支援センターの運営について伺います。

現在は、嘱託職員に加えて常勤職員も2人だと伺っていますけれども、加わって保育園との人事交流も行われているというふうに伺っております。数年前に比べると大きな前進であるというふうに評価をするところです。

さて、北海道の早期医療システムが変更になって久しいのですが、この間、ふえ続けるニーズに網走市のこども発達支援センターを含めて各地のセンターは対応を進めているというふうに思いますけれども、最初に現在、子どもたちの利用状況と混雑状態がどうなっているのか伺いたいと思っております。

**○松野憲司子育て支援課長** 実際的には、近年になりまして子どもさんの利用状況はふえていると、徐々にふえているという状況でございます。

これまで二、三年の内容では、大体、当初の4月現在で登録人数は50名から60名程度の登録ということでございましたけれども、今年度4月1日からはおおむね75名程度が登録されるのではないかとというふうな形で現状はふえている、また各年度の延べ利用数につきましても、おおむね年間延べ数で1,600名程度前後で推移してございましたけれども、今年度は約2,000名近くにまでなる利用状況になるのではないかとという状況でございます。

**○平賀貴幸副委員長** 増加傾向が著しいということもわかりましたが、具体的に申し上げますと週に1回通えるかどうかという形なのかなと、それがまた週1回の予定に別の都合が入ったり、風邪を引いてしまうと次の予定はなかなか立てないような状況なのかなと思っておりますが、そういう認識で間違いはないでしょうか。

**○松野憲司子育て支援課長** 療育指導員につきましては、原則週1回の利用ということでの考えでございます。

ただ、いろいろな状況で休まれたりした場合は、週間の月を含めた週間のスケジュールというのは一定数、それぞれ割り当てをして決められているところなので、臨時的に再度、追加というのはなかなか難しい状況にあるというのが現状です。

**○平賀貴幸副委員長** 混雑の緩和策については次の質問にさせていただきますので、先に実際の療育の体制について伺いますけれども、現在、療育を行うためには医療機関などと連携しながら進められているのだと思います。

恐らく対処方法は作業療法が中心になっているのだろうというふうに、最近の傾向を見ると感じます。

特に、発達障がいやPDD、広汎性発達障がいなどの自閉症スペクトラム障がいに関する療育を進めるには、正直に申し上げまして作業療法では一定の限界があります。TEACCHやABA、応用行動分析など、行動療法や教育法からのアプローチも欠かせません。これは道立緑ヶ丘病院のサテライト診療として網走市向陽ヶ丘病院に児童外来があります。私はそこで療育担当の保育

士をさせていただいた経緯もありますのでわかりますが、網走管内のほかの病院との連携では作業療法がどうしても中心になる傾向が強くなるというふうに思います。

以前は、こうした状況に対処するために先ほど申し上げた緑ヶ丘病院と連携をしたり、あるいは網走市でも兵庫県明石市のNPO法人つみきの会の藤坂代表が網走に入った際に研修をお願いして、当時の療育センターでも実施してもらうなどしたことがあるわけですが、行動療法に関するアプローチも進めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

**○松野憲司子育て支援課長** 実際的には網走市においては委員からお話があったとおり、作業療法士が中心となっております。

ただ、これにつきましては北海道の児童発達支援事業の中で美幌の療育病院や旭川の発達支援センターなどから専門的スタッフを年6回ほど養成をして、さまざまな研修なども含めて、また子どもの状況を見ていただくなどということで、臨床心理士、また言語聴覚士というような方々のそれぞれの御指導などをいただいております。

また、さらに道の道東地域センターきら星というところがございます、そこでの所長さんであります臨床心理士の御意見なども伺っているところでございます。

**○平賀貴幸副委員長** 各機関の状況だとか、考え方だとか私も理解はしているのですが、それでもやはり作業療法中心で、若干、行動療法や教育法のアプローチは足りないという状況には私はあるというふうに思います。それらの事業所といいますか、センターの特性からいっても多分、足りなくなるだろうというふうに思いますので、ぜひこの辺は旭川にはこの行動療法を専門にやっている病院も実はあつたりするのですが、さまざまところにアプローチをしながら状況の改善にぜひここは努めていただきたいというふうに思いますので、要望させていただきます。

**○七夕和繁委員長** 平賀委員の質疑の途中ではありますが、ここで、暫時休憩をいたします。

午後1時55分休憩

午後2時05分再開

**○七夕和繁委員長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

平賀委員の質疑を続行いたします。

**○平賀貴幸副委員長** それでは、続けさせていただきます。

次に、混雑の緩和につながるだろうと思われることについてなのですが、これは教育委員会に対して19日にも伺おうと思っていたのですが、主はやはりこちらなのかなと思います。

いわゆる小1プロブレムですか、これに対する対処方法でもあります。幼稚園や保育園でも、先ほど申し上げた行動療法の利点と手法について理解していただくとともに、こども発達支援センターだけではなくて、幼稚園や保育園でも実践していただくことが必要だというふうに思っています。

これが混雑の緩和にもつながります。つまり、幼稚園や保育園で実践できるレベルのものはこども発達支援センターに回さなくてもいいということにつながるということです。そうすることで、混雑の緩和ができますから、適切な回数の療育を受けやすい環境を整えることにつながりますし、センターの職員の方々が問題行動の強いお子さんのいる教育機関などに対して、早期集中会議を行うためにも必要な余裕をつくることにつながってまいります。

端的に表現しますと、教育法である行動療法の応用分析ABAなどを正しく進めれば、座れない子どもを座ることができるようにするというのは容易なことでありまして、こうした点は保育や幼児教育機関で知識さえあれば別に専門の療育機関の介入がなくても実践できることでありますから、ここはぜひ子育て支援課としても検証を含めて進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○松野憲司子育て支援課長** 実際的なお話がありました行動療法というのは、取り組んでいるところではございませんけれども、職員のスキルアップなどを含めた研修を含めて今後、検討させていただきたいというふうに思っています。

**○平賀貴幸副委員長** ぜひ、適切な推進されることをここは願っております。

また、そのためにも早期発見ということが大切だという状況には変わりはありません。そのために大切なのは、やはり3歳児健診であります。

数年前までは、3歳児健診ではわからない場合が多いとされておりましたけれども、特に発達障がいについては特徴的な発達状況がかなり研究が

進んだ結果、明らかになっておりまして、正しい知識さえ共有していれば、その多くは3歳児健診でほとんど判断が可能な状況に今はなっているというふうに理解しています。

ですから、私は3歳児健診の際に注意すべきポイントをもう少し整理をして、特徴的な反応を見逃さずに見ることとあわせて、保護者に適切な質問をしていくことをきちんと行っていけば、かなりの範囲で発達障がいのある可能性のあるお子さんというのは特定可能と考えるのですけれども、現状はどのように取り組まれているのでしょうか。

**○林幸一健康管理課長** 発達障がいなどに対する取り組みにつきましては、幼少期からの発見が大きなポイントになると思っております。

こうしたことから、平成22年と23年の2回にわたって、発達障がい専門の医師に来ていただきまして、保健師による発達障がいに関する学習会を実施いたしまして、研修に取り組んでまいりました。

近年、3歳児健診の間診の中で子どもの気になる行動などにつきまして、以前より詳細な聞き取りと観察を実施することとし、関係機関への橋渡しについての相談に取り組んでいるところであります。

**○平賀貴幸副委員長** ぜひ、進めていただきたいのですけれども、実はお子さんの状況を見るのも大事なのですけれども、保護者の方への質問、聞き取りというのも大変大事です。

具体的には、話す言葉の文節量、1文節なのか、2文節なのか、3文節なのか、その年齢に応じた発達段階というのがありますので、そこはどうか。また、大人な子どもとの遊び方がどういうふうになっているのか、それから偏食の状況はどうか、抱っこされたときに反り返り反応があるのか、ないのか。また、視線の動きによる興味、関心の対象がどう状況変化するだとか、そういったことを見ていくこと。それから、用途の概念、ものの用途の概念の形成過程だとか、感情の動きと感情が高ぶったときの行動がどうなるのか、そういったことを聞き取っていただくだけでも、ある程度、そのお子さんに発達障がいがあるのかないのかというのを推測することは実は可能です。5歳になってからというものもありますけれども、療育を行う点を考えると5歳での発見は遅いと言わざるを得ません。

こういったことを考えて、ぜひ支援はやっていただきたい、3歳児健診のときの保護者への聞き取りというのを強化していただきたいと思えます。

また、障がい受容の問題についてであります。これは、様相が大きく変わってきたと私は最近思うところがありまして、もちろん初めて自分の子どもに障がいがあるかもしれないと聞いたときには、保護者は少なくとも冷静さを失うには十分なほどのショックを受けるわけなのですけれども、現在の障がい児を取り巻く状況は支援費に始まり、障害者自立支援法へと移っていったころとは様相を変えております。むしろ、プラスに捉えられる要素も随分出てきました。

正しい知識に基づいて適切なアドバイスができれば、障がい受容の問題も実は乗り越えられる時代に今なってきているなというふうに感じている者の一人です。

こうした点についてもぜひ、行政として取り入れてほしいと思えますが、現在の対応状況はいかがでしょうか。

**○松野憲司子育て支援課長** 障がいにかかわるケアというようなことでのお話でございますけれども、さまざまな関係機関と連携をする中で、それらの対応ということで、保護者へのかかわり等含めた中で対応していくということでやっていきたいなというふうには考えてございます。

**○平賀貴幸副委員長** なかなかこの辺は情報がうまく整理できていないのだろうというふうに思いますが、障がい受容の問題は明らかに変わりつつあるものであります。ぜひ、この辺は状況をよく福祉事業者たちと協議をしながら、何が変わってきたのか調べていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移りますが、同じく障がいのある方々や高齢者世帯への支援のことについてであります。

実は網走市の水道料のことなのですけれども、水道のときに細かいことは伺っていかうと思えますが、恐らく政策立案するのは福祉だろうと思えますので、ここでまず触りの質問といたらあれですけれども、質問させていただきます。

道内では、幾つかの自治体で生活保護世帯だけではなくて、母子世帯や重度の障がいのある方々の世帯や高齢者の世帯の水道料を割り引きをする

という形で行っている自治体がございます、私が調べたところ、富良野市、旭川市、滝川市、室蘭市、恵庭市、小樽市、砂川市、夕張市、士別市、歌志内市、北広島市、北見市の市だけで12市で行われておりました。ここに、深川、釧路を加えると、生活保護に加えて低所得者にもやっているというところで、そこまで入れると14なのですけれども、調べた限り道内12市で、今、申し上げたような形で割り引き制度が存在をしていることがわかりました。

全国に広げてみてもかなりの状況でやられているのだと、特に夕張市でやられているのが特徴的だと、これは総務省が許可したということですから、一つやる方向性としてはあるのだというふうに思ったところでもあります。

何の質問をするかという、ちょうど4月からは消費税も上がり、水道料も上がるという状況でありますから、こうした状況をかんがみると、今、申し上げたような方々の経済的負担というのは当然、多くなるわけであります。

ぜひ、社会福祉課としてこういった支援制度が他市にもあるのだということを認識をしていただいた上で、何らかの政策立案をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 障がい者のいる世帯などに対して水道料金の割引や減免措置を行っている一部の自治体があることは認識しておりますが、当市においては生活保護世帯に対して下水道使用料の減免措置を行っているところであります。障がい者の方については対象となっておりません。

水道については、御存じのとおり企業会計となっておりますので、水道料金の割り引きなどにつきましては担当部署で調査研究を進める項目ではないかと考えております。

**○平賀貴幸副委員長** それでは、日を改めて質問をしていきたいと思っております。

最後に、看護スタッフの確保対策について伺います。

新年度には病院の看護スタッフ確保に対して補助金が新設されるなど、状況の改善に向けて網走市が動き出すという象徴的な年に来年度はなるんだというふうに認識をしているところでございます。

一方で、これからの地域医療と地域福祉を支え

るためには、在宅福祉と在宅医療が重要となりますので、医療の分野でいえば訪問診療や訪問看護が大変重要なウエートを占めてくるようになります。

国も制度改正の中で医療、福祉面でも、ここにシフトしてくることは明らかになっているところであります。訪問看護はこの中でも重要な役割を果たすことも御承知のとおりだと思っております。

今回の補助事業についても種々議論があったところですが、病院を対象にされておりますので、恐らく訪問看護についてはアプローチされていないのではないかと推測しますけれども、網走市としてはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

**○林幸一健康管理課長** 地域医療を支える基盤であります医療従事者が不足するという事は、地域の存続に向けて大きな影響を及ぼすものであると認識しております。

**○平賀貴幸副委員長** 認識はわかりました。

私は、訪問看護における看護スタッフの不足状態というのは多分あるのだというふうに思っております。その確保についても大変な御苦勞があるのだというふうに思っている者の一人であります。

ここに対する支援は、今回の補助事業とは別な形で私は必要であろうというふうに思うのですけれども、来年度の事業にできるかどうかはさておき、この訪問看護の看護スタッフの確保に対する何らかの支援策、網走としては検討が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

**○林幸一健康管理課長** 今後、著しく高齢化が進展することも予想されております。

これに伴う訪問看護など、医療ニーズの増加も見込まれるところであると思っております。

主治医、ケアマネジャーなどとの調整能力や看護技術など、医学の総合的な知識が求められる訪問看護師におきましては、今後、ますますその人材確保が求められてくるものと思っております。

スタッフの確保につきましては、その活動などについての周知なども支援の一つと思われまます。今後、支援のあり方について研究してまいりたいと思っております。

**○平賀貴幸副委員長** 病院の中にある訪問看護ステーションももちろんありますので、今回の支援策は一定程度、有効になる場面もあるのかなと思

いますが、御承知のとおり病院の中にはない訪問看護ステーションもあるわけでありまして、そこに対しては現状では支援がないという状態にほぼなっているのだろうというふうに思います。

今の答弁にありましたとおり、ぜひ、そこに対しても何らかの支援を研究していただくということでありますけれども、積極的に検討していただいて、ぜひいずれかの時期に訪問看護の確保に対する何らかの支援も網走市として初めていただくことを求めて、私の質問を終わります。

**○七夕和繁委員長** 次、井戸委員。

**○井戸達也委員** 私からは若干、何点かについて御質問させていただきます。

まず、こどもインフルエンザ予防接種助成事業ですけれども、先ほど金兵委員のほうからいろいろと御質問の中の答弁でわかりましたので、昨年に比べて若干の増額となって非常によい事業であるというふうに感じております。

また、こうした事業のおかげでことしのインフルエンザの広がりも若干、少なかったのかなというふうに思います。

有料、無料に関係なく接種の必要性の感じ方がさまざまなのかなというふうに感じますが、学校のほか、その他の幅広い部分で呼びかけ等も必要であるというふうに考えます。蔓延させないためにも効果的なPRをして接種率の向上に努めていただきたいというふうに思います。

かわりまして、コンビニAED設置事業についてお聞きをいたします。

近年、さまざまな施設に設置されているAEDではありますけれども、身近に人の命を救えるということを考えますと、多くの場所に設置が望ましいというふうに考えます。

それを24時間営業しているコンビニに設置するという事業で、ますます身近なところに置かれるということで安心できるものというふうに考えます。

現在の設置箇所の数ですか、これをお聞きいたします。

**○林幸一健康管理課長** コンビニのAED設置についてでございますが、公共施設などに設置されておりますAEDにつきましては使用できる時間に制約があるなど、必要なときに使えない場合がございます。

近年、健康維持のためウォーキングやランニン

グなどに取り組まれている市民の方々もふえてきております。こうした取り組みは、時期や時間を問わずに行われていますことから、ウォーキングやランニング中における不測の事態に備え、市民の方々が安心して健康づくりに取り組むことができ、また、不慮の事故などにも対応可能となるよう24時間営業されているコンビニ店舗に御協力をいただき、この事業に取り組んでいるところでございます。

本年2月1日よりセブンイレブンの協議が整いまして、市内8店舗に設置しております。現在、市内のローソン5店舗におきましても設置の方向で協議を進めているところでございます。

**○井戸達也委員** 現在、セブンイレブンに2月から設置と、ローソンについては今、協議中と、ほかにセイコーマートも市内にはございます。こういったところの設置の可能性というのはどのようになっていますでしょうか。

**○林幸一健康管理課長** お話のありましたセイコーマートにつきましては、今年度ちょっと設置については控えたいということで設置に至っておりませんが、新年度以降も引き続き設置について協議をしてみたいと考えております。

**○井戸達也委員** 現在のところまだセイコーマートのほうには至っておらず、今後の課題ということでますます設置については広めていただきたいというふうに思います。

この場合、店員は貸し出すという形のみで、使うことはしないということですが、貸し出した際に使い終わったAEDの回収というのはどのような形になるのか、お聞きいたします。

**○林幸一健康管理課長** 例えば使うのとあわせて救急車を呼ばれた場合には、救急車が到着後、救急隊員によつての回収ということで消防との連携をとろうと考えております。

それ以外に関しましては、申しわけありませんがコンビニのほうに返還していただくということになります。

**○井戸達也委員** わかりました。

これまで設置されているAEDですけれども、いろいろなところには設置されてきて、大変、便利になっているAEDですけれども、実際に使用されたという例があるのかという部分を押さえているのかちょっとお聞きいたします。

**○林幸一健康管理課長** 現在、公共施設等に設置

されていますAEDに関しましては使用された実績はございません。

○井戸達也委員 使わなくて済んでいるということは、大変よいことだというふうに思いますけれども、所管が違いますので、お話だけさせていただき答弁は求めませんが、AEDを使用する際には心肺蘇生法等の救急講習が連携、関連してきます。

こうしたことと同時に、AEDの設置と同時に救急講習を受ける方々をふやすことも必要となってくるというふうに考えますので、設置の数とあわせて救急講習の受講の普及にも努めていただきたいということを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、民生委員活動推進事業についてお聞きをいたします。

大変な役割を担っている地域の民生委員ですが、このさまざま時代の背景によっていろいろな問題が提示されているというふうに思いますけれども、民生委員が扱う業務の中でこういった課題が多いのかという部分をお聞きしたいと思います。

○鳥井本和義社会福祉課長 民生委員の相談の主な内容といたしましては、一番大きいのが日常的な支援ということで、これの相談が全体の大体4分の1のところになってございます。

分野別に申し上げますと高齢者に関すること、これにつきましては全体の2分の1以上ということになってございます。

○井戸達也委員 日常的な部分ということで、非常に大きな枠の中の話になると思いますけれども、急速に進む高齢化に伴って本当にさまざまな地域の問題があるようです。

現在、準備会で先行しながら確保をしているという民生委員でありますけれども、決して十分な数ではないというふうに私も考えます。

例えば、町内会では民生委員を手助けする意味で町内会組織において民生部という部をつかって協力体制を整えているという町内会もございません。

今後、こういった連携も含めて民生委員をサポートする、そして地域の課題を解決するために連携することが必要であるというふうに考えますけれども、その辺についてどのようなお考えかお聞きいたします。

○鳥井本和義社会福祉課長 民生委員の負担軽減につきましては、井戸委員がおっしゃられたように町内会などとの連携というのが考えられますが、やはり情報の共有が必要となることから、守秘義務だとか、個人情報の取り扱いについて細心の注意が必要になってくると思われます。

当市の民生委員に対しましては、生活保護受給者名簿、高齢者台帳登録者名簿、災害時要援護者台帳を提供しておりますが、災害時要援護者台帳は本人の同意を得まして、一部の町内会にも情報を提供しているところでもありますので、その災害時台帳による情報の共有は可能であるというふうに考えております。

○井戸達也委員 実は、この民生委員にもそういった守秘義務だとか、いろいろ個人情報の問題が非常に強くありまして、なかなか相談するにもできないというような形で動きが制限される部分があるのかなというふうに思いますけれども、そういった部分をなるべくサポートできるような形で地域と連携した形をつくっていかなければ、恐らくその地域というものも成り立っていかないのかなというふうに感じますので、その辺を柔軟に対応していただきますことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○七夕和繁委員長 次、古都委員。

○古都宣裕委員 重複している部分は何点か省きまして、端的に質問いたします。

最初に子育て支援ガイドブック作成事業、内容については先ほど各委員からもありましたので省かせていただきまして、その中でせつかく改訂するのであれば、前回の質問で私、質問しましたとおり新生児訪問等のときにこのぴゅあという雑誌を配っているのは存じているのですけれども、その中に発達障がい等を予備知識として入れたりですとか、あとはもう1個、先ほど金兵委員の質問でもあったのですけれども健康増進の相談のところで585件というのがあったので、そういった部分の資料として載せた部分で質問の多いようなところという部分を載せたら、予防医療にもつながってよろしいのではないかと思うのですけれども、今後、その内容に対してはどのように考えていくか見解を伺います。

○松野憲司子育て支援課長 お話がありましたとおり、現在のぴゅあにつきましては子ども障がいや発達支援センターということでの内容は掲載さ



れていない状況でございます。

そういった意味では、新たに改訂版として作成する内容につきましてはこども発達支援センターの内容などを含め、発達障がいやおくれなどの理解や相談についての内容掲載も検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

**○古都宣裕委員** 前向きな答弁でしたので、ぜひその点は留意した上で、しっかり取り組んで内容の充実を図っていただきたいと思います。

次に、子ども・子育て支援新制度事業の中で、子ども・子育て支援事業計画策定事業とありますが、この内容は多分、先ほど答弁の中であった平成25年11月にあった子育て支援アンケートを生かした上で作成していくものだと思うのですが、その内容とあとはそのアンケート自体の概要を御説明願います。

**○松野憲司子育て支援課長** 初めに、子育て支援に関するアンケートについてちょっとお答えをさせていただきますと思います。

昨年の11月にこのアンケートは実施いたしました。調査につきましては、市内の対象世帯、子どものいる世帯の約7割となります1,000件に調査表を送らせていただき、回収数につきましては533件、53.3%の回収率となっております。

通常、当市規模の自治体におきましては400件程度の回収があればよいというふうにごされておまして、これを上回る一定の回収があったものと考えてございます。

その中では、通常の質問以外に自由掲載欄を設けさせていただきまして、さまざまな御意見を頂戴するというようにしておりましたけれども、回答いただいた3人に1人となります176件の方がこの自由記載欄の記載をいただき、またこの御意見の内部の細分化では347件の貴重な御意見を頂戴したところでございます。

また、新年度における子ども・子育て支援計画作成事業におきましては、このアンケートをもとに今後の保育や教育における量的な推計などを含めた中で、平成27年から31年までの5カ年における子育て支援における事業計画の策定を行うものとしてございます。

また、平成27年度からは新たな子ども・子育て支援新制度というものがスタートいたしまして、保育や教育を必要とする全ての子どもたちを登録するというような形でスタートを行うことになっ

ており、これに伴うシステム改修などをあわせて予定をしているところでございます。

**○古都宣裕委員** 5カ年計画ということで、今後の子育て、多分、人口比等もいろいろ入った上でどのようにしていくかという部分も入っていくと思うのですが、その中でちょっと全てがこの項目に入るわけではないのですが、児童館管理運営事業というところで、昨年も質問させていただいていたのですが、やはり児童館がぼろぼろになっている部分がありまして、それを今後、その計画としてはどのようにしていくのかなと、子育ての部分である程度、学習のほうに入っていくのですが、その部分は今後どのように持っていくかという計画はそこに入ってくるのかなと思うので質問します。

**○松野憲司子育て支援課長** 児童館の関係でございますけれども、先ほどお話ししました新しく平成27年度から始まります新支援計画では、児童館におきましても、現在行われております児童クラブにつきましても、現在は小学3年生まで対象としておりますけれども、これが小学6年生までを対象とするというような内容も盛り込まれる予定となっております。

そういった意味では、今後、児童館のあり方、また児童館の規模等についてもさらに検討していかなければならないと考えているところです。

もう1点になりますけれども、この計画の中に建てかえということでの話がありましたけれども、建てかえにつきましては、この支援計画策定の中の経過を踏まえまして、保育園を含め、保育園の建てかえ、また児童館の建てかえということも含めた中で、その児童館の今後の建てかえ計画というような形で余り遅くならない時期に計画策定をしていきたいというふうにご考えているところでございます。

**○古都宣裕委員** 答弁でわかりました。

では、この事業計画自体が策定した後、また改めて質問させていただきたいと思っております。

次に、「北海道いのちの電話」相談促進事業ということなのですが、これは平成24年で144万円、平成25年で678万円で、さらにことし上がっている予算では32万8,000円と大分減額してきているのですが、その減額理由を御説明ください。

**○林幸一健康管理課長** 本事業につきましては、

運営主体が社会福祉法人北海道いのちの電話の協力を得て実施いたしております。

相談を受けるスタッフはボランティアが24時間交代で対応しております。相談内容の性質上、相談を受ける側が疲弊してしまい、長時間ボランティアとして継続することが難しく、スタッフの確保につながらない状況にあるとお伺いしております。

一度つながって相談に至りますと長時間に及ぶケースが多いことから、電話がつながりにくいとの声もいただいているところでありますけれども、スタッフ確保の問題からなかなか回線の増設につながらない現状にあります。

御利用いただきづらい状況にもあり、年々相談件数が減少しているところではございますが、予算としましては過去の回線利用実績を考慮しながら予算計上しているところでございます。

**○古都宣裕委員** なかなかつかなくなくて、実質予算以下の金額だったということなのですかけれども、やはりボランティアという無償の中でやっていただく分には少し無理が出てきているのではないかなという部分で、北海道の事業ということなので、これは有償でもいいからぜひ継続してしっかりやっていく事業だと思うので、その点、市からも要望すべき事業として提案いたします。

次に、健康カレンダー作成事業。健康カレンダー作成事業というのは、健康の増進とかそういう部分もあると思うのですけれども、そもそもそういう部分をしっかり把握して張ったりとか、活用している人たちというのは大体健康な人が多いと思うのです。

どちらかといえば健康にそこが余り管理されていないような人たちに周知徹底図っていくのが大切であり、健康の増進につながるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○林幸一健康管理課長** 疾病予防、早期発見を目的に予防接種や検診受診の1年間のスケジュールをあらかじめ把握し、受診計画を立てられるために有効であり、必要な情報として市民に活用されていると認識しております。

あらかじめ、検診などの日程をお知らせすることにより、日程調整による受診体制の確保につながるものとも考えているところでございます。

**○古都宣裕委員** いろいろな市のパンフレット等、情報発信等でもこういった情報というのは載

せていると思うのです。

その中でわざわざカレンダーをつくって、その人たちに周知するのではなくて、もっとそういうところに目がとまらない、余りそういうところに興味がなさそうなところの人たちに対してもっとPRを強化していく上で、カレンダーという形が本当に果たして望ましいのかどうかというのを1回検討してはいかがでしょうか。

**○林幸一健康管理課長** 疾病予防、早期発見の観点からも医療費の抑制にもつながると考えているところでありまして、現時点におきましてはほかの予算へ回す考えはないということでございます。

**○古都宣裕委員** 健康増進というので、医療費の抑制につながっていく部分ではあると思うので、いろいろな角度から、このカレンダーだけではないのですけれども、なるべくもともと健康で興味があって、積極的に参加するような人ではなくて、余りそういうところに出ないような人をいかに健康にしていくかという視点で、もう少しもんでいくことが必要ではないかと思えます。

次に、埋立処理減量化事業というところがありますけれども、何度か議論していますけれども、埋立ごみの中に高分子ポリマーといいまして、おむつの中に入っている高分子ポリマーというのが水分吸収剤なのですけれども、そういった部分が埋立の中に入ることによるマイナス性についてはどの程度、考えていますか。

**○梅津義則生活環境課長** 今、古都委員が言われたおむつなどに使われる高分子ポリマー、そういったものが埋立処分場に入ることによってということですが、今後、高齢者等が増加していく背景のもと、そういった製品を使ったものというのはどんどんふえていくというふうに思っておりますので、処分場の埋立量もその分ふえてしまうのかなというふうには認識しております。

**○古都宣裕委員** このいろいろな薬品を使った上でつくられるこの物質なのですけれども、それを埋立場に入れた上で長期化も図ると、さらには以前の答弁でリサイクル率を今後上げていく方針だという部分で、リサイクルもこれも可能な、まだ費用対効果的にはどうかという部分もあるのですけれども、リサイクル化できる部分が出てきております。

その中で、今後、網走市がリサイクル化を進め

ていく中で、この高分子ポリマー、おむつごみ等なのですけれども、そういった部分に対してはどの程度の位に位置づけられていますか。

**○梅津義則生活環境課長** まだ、順位というのは特に考えてはいないのですけれども、以前、今の新しい廃棄物処理場の話が進んでいく中で、網走市にも紙おむつ類を固形燃料にするといった処理業者、装置のメーカーからの営業がございました。

これは、今、報道とかでも御存じかと思いますが富良野市が今、おむつをリサイクルしているという、そのメーカーのものでございます。

そのときの試算で固形燃料化するという装置が1台当たり4,000万円するというところでございまして、網走市の規模だとその装置が3台必要だというようなことで、その装置のみで1億2,000万円かかるといったようなことでございました。

そのほかに建屋ですとか、電気設備等が必要となりますので、それなりの経費がかかるとっております。

そういったことも重ね合わせて考えますと、分別してリサイクルしていくということは今後、必要なかなんかというところは考えております。将来的には分別をしていく必要な品目であるというふうには認識を持っていますが、今のところはそういった形ではなくて、何かもっと安価にリサイクルできるものはないかどうか、状況を見きわめていきたいというふうに考えております。

**○古都宣裕委員** 新しく処分場もつくるに当たって、もちろん長く大事に使っていかうという観点をお持ちなのは重々承知なのですけれども、このリサイクル率も上げていく、かつそこも長く使おうと思ったら、いろいろな品目を分類して、売れるものは売って、どんどんリサイクルしていくという部分は大切になってくると思います。

その中で、この高分子ポリマーというのも本当に環境にとっては余り好ましくない状況であるのは理解して下さっているとは思いますが、今後、取り組むべき課題の一つでもあり同時に、早目に取り組むことによって長寿命化もその分できるという部分もありますし、今、技術的な部分で費用対効果の部分もあると思うのですけれども、別な処理の仕方も今後、技術的に出てくる可能性もありますので、その辺も注視した上でどうかしようという意識と、またそのアンテナ

を張った上で今後とも注視して行ってほしいと思います。

以上で私の質問は終わります。

**○七夕和繁委員長** ほか。松浦委員。

**○松浦敏司委員** 他の委員と何点か重複しているところもありますが、重複しない部分だけ質問していきたいというふうに思います。

まず最初に、手話通訳者派遣事業についてですが、154万1,000円ということですが、通訳者派遣ということですから、派遣する事業だとは思いますが、具体的な内容についてまず伺います。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 手話通訳者の派遣事業についてですが、手話通訳者の養成や手話通訳者派遣事業を実施し、聴力、言語、音声障がい者の社会参加をボランティア団体の協力を得て実施するものでございます。

**○松浦敏司委員** それでは手話通訳者なのですが、現在、今、何人いるのか、そして団体は幾つあるのか伺います。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 当市においては手話サークルが網走手話の会とクリオネ手話っちの二つの団体がございます。

手話通訳の登録は二つの団体からのほか、一般の方も含めて現在7名が登録している状況にございます。

**○松浦敏司委員** 今、市役所の中にも何人かはいるのだらうと思うのですけれども、やはりろうあ者の方が窓口に来たときに今現在、そういった場合はどういった対応をしているのか伺います。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 当市の障がい福祉係においては、手話ができる職員はいないものですから、筆談で行っているという状況にございます。

**○松浦敏司委員** 実は昨年12月に石狩市で手話基本条例というのが全会一致で可決されました。内容を見ますと前文では障がいの権利に関する条約や障がい者基本法において、言語として位置づけられた手話を市民が使いやすい環境にしていくことは市の責務とし、手話を言語として認知し、市民が手話の理解の広がりを実感できる石狩市を目指すというふうに規定しておりまして、非常に私、感心していたところであります。

それだけ石狩市は歴史もあるのだらうというふうに思いますが、しかしいづれにしても網走市に

おいても手話のろうあ者というのが一定数おりますので、そういった形での今後、石狩市に見習って、網走市としてもこの手話の通訳者を積極的に養成していくというふうなことが求められていると思うのですが、その辺、決意なり見解なり伺いたいと思います。

○鳥井本和義社会福祉課長 現在、当市におきましては市民手話講習会、これは昼の部と夜の部のほかに手話中級講座を開催いたしまして、手話をしていただく方だとか、手話に触れていただいて、そういう勉強会を開いている状況でございます。

○松浦敏司委員 それはわかりました。

それで、できれば職員の中にも一定数、手話でできる人がいると、こういうことが非常に望ましいと思いますので、職員の中での養成というのも今後、努力して行ってほしいというふうに思います。

次に移ります。臨時福祉特例給付金について伺います。これは、消費税増税が4月からなされるということで、国からの事業としてやるものですが、前回の5%に引き上げられた1997年、このときは消費税の増税時には臨時福祉交付金ということで支給をされました。

今回は、臨時福祉特例給付金ということで、全国的には2,400万人、子育て世帯臨時特例給付金が1,271万人、合わせて3,700万人ということで、97年のときのおおよそ3倍になるというふうに聞いております。

そこで伺いますけれども、この給付金について支給方法はどのように行うのでしょうか、お伺いします。

○鳥井本和義社会福祉課長 臨時福祉給付金の事務などにつきましては、現在の時点で国から示されている内容でお答えをいたしますと、給付金の支給についてはあくまでも給付対象者からの申請に基づいて行うことになり、原則として口座振り込みということになります。

○松浦敏司委員 そこで、原則本人ですから、例えば本人に何らかの事情があつてできない場合、代理人というのは本人にかかわって申請することは可能なのでしょうか、伺います。

○鳥井本和義社会福祉課長 代理人につきましては、寝たきりの方や認知症の方などの場合は親族や身の回りの世話している方、老人福祉施設、精

神障がい者施設、児童養護施設などに入所している方の場合は施設の職員が認められますが、原則として委任状の提出が必要になるというふうになってございます。

○松浦敏司委員 そういう意味で、非常に事務的にも大変だというふうに思います。

そこで、対象となる人たちへの周知の方法というのはどのようになさるのでしょうか、伺います。

○鳥井本和義社会福祉課長 周知の方法につきましては、国でもテレビやホームページなどを通じて周知するということになっておりますが、当市におきましては全世帯に対して給付金の申請書の送付申込書と税情報確認同意書を送付する予定でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。ぜひ、漏れなく支給されるように願いたいと思いますが、なかなか困難な作業だろうというふうに思います。

いずれにしても、この臨時福祉給付金は消費税の増税の影響を受ける低所得者、いわゆる非課税といった人たちを対象とするものでありまして、1回だけの給付であります。

一方、消費税は生まれたその瞬間から税金が掛けられますし、死ぬまでというよりも、死んだ後の葬式代まで消費税というのは取られるということです。

ですから、そういう意味でも非常にこの消費税というのは庶民に対して大変重い税金だと、収入が低ければ低いほど、その負担率は重いと、こういったのも消費税の特徴でありますから。今回、このような形であめとむちという言葉がありますけれども、あめにもならない1万円、この1万円というのは多分、瞬間でなくなってしまうのだろうというふうにも思いますけれども、この消費税というのは庶民にとっては私から言わせると百害あつて一理ないと、こんなふうにも言わざるを得ないと。これは、国の給付金でありますから、それにかかわって網走市がやるということでもありますので、ぬかりなくぜひやって行ってほしいというふうに思います。

○七夕和繁委員長 松浦委員の質疑の途中ではありますが、ここで暫時休憩をします。

午後2時58分休憩

午後3時08分再開

○平賀貴幸副委員長 委員長を交代いたします。

休憩前に引き続き、再開をいたします。

松浦委員の質問を続行いたします。

○松浦敏司委員 次に、これも他の委員と重なっておりますが、24時間電話健康相談サービスについてです。

まず伺いたいのは、時間帯での相談件数及び電話相談の内容はどのようなものが多いのか、まず伺いたいと思います。

○林幸一健康管理課長 御利用いただきました時間帯の件数に関しましては、一番多いのが午前9時から10時、これは43件となっております。同じく午後6時から7時、7時から8時、こちらが43件で一番多い時間帯でございます。

2番目には、4時から6時、その時間帯が多いということでございます。

相談いただきました相談内容で一番多い件数でございますけれども、気になる体の症状に関する御相談が180件、治療に関する相談が累計で88件、続きまして夜間、休日医院の問い合わせが累計で66件ということでございます。

○松浦敏司委員 前段、全体で585件の相談があったと。これが多いか少ないかというのは私にはわかりません。

今、時間帯、あるいは相談内容を伺いました。これについても私はどう判断していいかわからないのですが、いただいた資料の中で相談者で見ると30代が突出して多くて191件と、私は一番子育てで不安なのは20代ではないかなというふうに思っていたのですが、20代が意外と少なく27人というような数だったので、この辺は原課としてはどのような見解をお持ちでしょうか、伺います。

○林幸一健康管理課長 相談件数に関するデータの検証につきましては、まだ現在、行っていないところでございますけれども、今後、これらのデータをもとに医療機関とも情報交換を含めた中で検証を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○松浦敏司委員 この事業は、そもそもその中にも書いてありますけれども、いつでも健康や医療、育児などの不安解消ができるようにする、そしていわゆるコンビニ受診をなくすというような意味も含めての事業ではないかというふうに思います。

その効果については、現段階ではどのように評価しているか伺いたいと思います。

○林幸一健康管理課長 効果につきましては、早朝、深夜に急な発熱などがあり判断に迷うときなど、いつでも医師や看護師などに電話で相談できるということで、特に乳幼児を持つ保護者にとっては不安感が解消されるということで考えておりますけれども、また救急医療及び救急車の適正利用にもつながっていくのだろうということで考えております。

○松浦敏司委員 先ほど課長のほうから言われましたように医療機関とか、まだ事業を始めて1年にまだ満たない状況ですから、今後、この状況、推移を見ていかなければならないと思いますけれども、より一層、子育て世代にとって頼りになる、そういう相談サービスであってほしいというふうに思っております。

次に移ります。

生ごみの分別堆肥化検証についてです。これも他の委員から質問のあったところではありますが、私は生ごみというのは季節によって生ごみの中身も変化するのだというふうに思います。

また、夏場は特に腐敗するという問題がありますが、冬は凍結するということが予想されておりますが、この点での対応は、対策といたしますか、どのようにしようとしているのか伺います。

○梅津義則生活環境課長 今回は、今、設置されているごみステーションそのまま実証試験を行います。

9月から11月にかけて行いますので、9月であれば腐敗した生ごみが出されることもあるかと思えます。また、11月の冷え込みが厳しい日であれば、生ごみも完全に凍るまではいなくても、多少凍っているとといった状況もあるかと思えます。

今回はそういった生ごみでステーションにどういった影響が出てくるのかということも見きわめるといったことも今後の対策をとるといったことも含めての検証事業というふうに考えております。

○松浦敏司委員 そこで、私はなぜ9月から11月の3カ月だけなのかと、この辺は非常に気になったところです。

いわゆる生ごみ堆肥化に向けての非常に大事な検証なわけで、9月から11月だけの検証だけで本当にそれに役立つデータが十分得られるのかなと。一番いいのはやはり1年間通してやるのが

トータルとしてよくわかるのだらうというふうに思いますけれども、9月から11月の3カ月間にしたその理由、先ほど課長言いましたけれども、冬場の検証と、本来の冬場は12月、あるいは1月という生ごみが凍結、完全に凍結するこの時期が抜けて、ここが抜けたら本来の生ごみの堆肥化という点で検証するには非常に弱いのではないかと、このように思うのですが、その辺での見解を伺います。

**○梅津義則生活環境課長** 松浦委員のおっしゃるとおり、本来であれば本当にもっと暑い時期、寒い時期、そういった時期をねらってできればという話は内部の協議の中でもあったのですけれども、今回は期限を決めたモデル事業ということもあって、協力いただく市民の皆さんの負担ですとか、説明会の開催時期ですとか、あとは限られた予算の範囲内で検証を行うということで3カ月間という期間を限定した中で、果たしてどの時期にやるのが一番効果的かといったような議論になりました。

そのときに、やはり夏と冬、それぞれ期間を空けてというのは、またこれは市民の方に御協力いただく上では負担にもなりますので、やはり連続した3カ月間というようなことになりまして、そうしましたら暑い時期の結果もある程度見れる9月から、寒いときもある程度見れる11月といったような3カ月間を庁内関係部局と調整の上でその時期を選んだというような結果でございます。

**○松浦敏司委員** だから別に3カ月ではなくても、連続して例えば9月から12月までということも可能なのだらうと、多分、予算の関係上もあるのだらうと思うのですけれども、あと1カ月連続、いわゆる9、10、11、12というふうに4カ月延ばすことは不可能なのかどうか、私は可能ではないかというふうに思うのですけれども、その辺の見解を伺いたしたいと思います。

**○梅津義則生活環境課長** 今回のこの検証試験が最後になるかどうかというのは、まだ結果を見ないかわからない部分がありますので、今回の結果を見て、結果を見た次第でもう一度トライアルをやらなければならないというようなことが出てくるかもしれませんので、そういった機会にその辺のことも考え合わせましてやっていきたいというふうに考えております。

**○松浦敏司委員** 生ごみ堆肥化供用開始は平成30

年ですから、時間が若干ありますので、そういう意味ではぜひそういった今回の検証をしっかりとしていただく中で検討をしていただければと思います。

次に移ります。住宅用太陽光発電の普及促進事業についてです。

これは180万円ということでありまして、一昨年は事業費が開始した直後に不足するというようなことで、補正を組むほどでありましたけれども、平成24年度は何件あって、そして平成25年度の利用は何件あったのか、まず伺いたしたいと思います。

**○梅津義則生活環境課長** 住宅用太陽光パネルの設置件数は、平成24年度は50件の募集枠に対して44件の申し込み、25年度は30件の募集枠に対して19件の申し込みがございました。

**○松浦敏司委員** 半減以下になったわけですか。

平成24年度と25年度の件数のうち、地元網走の業者は何件申請したのか伺います。

**○梅津義則生活環境課長** 平成24年度44件の申し込み中、網走の事業者を使った方は9件でございます。25年度は、19件のうち2件が網走の事業者を使っております。

**○松浦敏司委員** 地元業者の太陽光パネルに対する取り組みが他の地域より若干おくれたということもあるのだらうとは思いますが、ただ、いずれにしても非常に少ないといえますか、状況だと思っております。

それで、まず平成24年度と25年度で比べると、極端に申請数が減っているわけですが、その要因について何だというふうに原課として捉えているのでしょうか。

**○梅津義則生活環境課長** 昨年度は福島第一原発の事故による再生可能エネルギーの見直しですとか、泊原発の停止による計画停電などの影響から、太陽光発電システムの需要が高まったものというふうに考えております。

また、平成24年度から固定価格買取制度がスタートしたということもありまして、このときの単価が制度発足当時が一番高かったというようなこともあります。1キロワット当たりが42円ということで、高い年だったということもあるかと思っております。

また、平成24年度は前年度に申し込みができなかった設置者に対しても対象としていたために、

通常の年よりも多い件数になったということになっております。

通常でいけば、20件から25件が平均的な件数ですので、今年度は例年並みに推移しているのではないかというふうに考えております。

○松浦敏司委員 それについても一定、理解いたします。

最近、農村地域を歩きますと、農家でも非常に太陽光パネルの設置が進んでいるのです。農家の方でいえば、これは農家の方であっても住宅に設置する場合は当然、補助の対象になると思うのですけれども、農家のこの制度の活用状況というのはどのぐらいあるのか、わかればお知らせいただきたいと思います。

○梅津義則生活環境課長 農家の制度活用でございしますが、平成24年度44件中13件の申し込みがありました。

今年度につきましては、19件中3件の申し込みがございました。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、実は住宅用という限定されたものですよね、基本的には住宅用ということで。そうなりますと以前も申し上げたことがあるのですが、私の家でいえば古すぎて重さに耐えられないような古い家だということで、そこはつけたくてもつけられないとか、あるいは古いと雨漏りがするとかというような心配もあってできないとか、さまざま理由でつけたくてもつけられない人たちもいるというのも現実だというふうに思うのです。

この住宅用太陽光発電普及促進事業というのは、本来の目的というのは地球温暖化対策として行っているというふうに私自身認識しているのですが、それはそのことで間違いないでしょうか。

○梅津義則生活環境課長 その件に関しては委員のおっしゃるとおりでございます。

○松浦敏司委員 であれば、やはり目的は地球温暖化に対しての網走市としても貢献するということなのだというふうに思いますので、例えば住宅で電気を消費するから、そこに住宅用のパネルをつければ、そこに補助を出すということなのだけれども、例えば農家でいえば牛舎だとか、倉庫だとかいろいろあると思うのですけれども、そういったところでも電気は使うということであれば、そこも対象になるのではないかと、こんなふうに思うのですけれども、その辺でのお考えを伺

いたいと思います。

○梅津義則生活環境課長 現在、市が実施している太陽光発電設置委託料は、国土交通省の社会資本総合整備交付金を財源として活用しております。

補助率は50%となっております。この交付金は個人住宅を対象としているため、牛舎ですとか豚舎を対象に含めると、この交付金の対象にはなっていません。

そのため、ほかに財源を見つけるか、全て一般財源で賄うかといったようなこととなります。

それと、牛舎ですとか豚舎を対象にするということは、一つの事業所を対象にするという考えにもなりますので、そうなる漁業ですとか、商業ですとか、他の事業所とのバランスを考えていかなければならないと考えますので、その辺では慎重な判断が必要になってくるのではないだろうかというふうに考えております。

○松浦敏司委員 その辺も一定の理解をするところであります。

ただ、いずれにしても地球温暖化ということでは、最近の気象状況などを見ても非常に昨年の爆弾低気圧、そしてことしも同様のことがあったというようなことで、気象状況が非常に不安定になってきているというのも事実であります。

そういう意味では、国土交通省云々というお話もありましたけれども、やはり市独自としても積極的な地球温暖化対策というのは進めていくべきだということでもありますので、この取り組みについてもぜひ普及するような、もっともっと普及していくような努力、あるいは方法というのを今後、検討していただきたい、このことを要望して私の質問を終わります。

○平賀貴幸副委員長 佐々木委員。

○佐々木玲子委員 私のほうから2点ほど質問をさせていただきます。

まず、予算書の48ページにあります障がい者理解促進啓発事業について伺います。

まず、これはほかの方からも質問が出ておりました。やはりこれは啓発のためのチラシの印刷代等々ということで、予算的にもそういうことだろうなと思っておりました。

これは、私、代表質問でも申し上げましたように、これからは市民の皆さんの障がい者に対する理解というのはこれから幅広く求めていかなければ

ばならないということで、まずこれは新規事業ということ、そういうことも踏まえた上での事業かなと理解をしております。

そこで理解促進という意味では、やはりチラシだけでは実はなかなか机上論でしかなくて、それで皆さんもチラシというのはなかなかあっても、お読みになる方とならない方がいらっしゃるということで、実際に理解をしていただくためには触れ合う場がもっともっと必要ではないかなと私は考えております。

社協において毎年、秋口にあるふれ愛ひろばなども、実は健常者と障がい者の交流の場ということで開かれているわけなのですけれども、いつも見ていますと特定の方しか来ていないなという残念な状況で、もっと幅広い市民の皆さんに来ていただきたいなというも思っているところなのですけれども、そこで1点お伺いしたいのは、障がい者の関係団体というか、それぞれの障がい別の団体が以前はきちんと組織が形成されておりました。

しかし、十数年前に障がい者のいろいろな団体の事業というものが国からそれぞれの各自治体に事務事業が移管されて以降、網走管内などで例えば視覚障がい者の団体が組織されていたものが、それぞれの各自治体でその団体をつくり直してくださいという通達があった後、個人情報保護法などの絡みもありまして、なかなか網走市内においての視覚障がいだとか、ろう障がいだとか、身体障がいも含めてですけれども、障がいの方たち、障がい別の方たちの団体というのがあるようでないような実態になっている。ある程度、一定程度の方が一緒に活動しているという団体もあれば、全く視覚障がい者のようにばらばらのままの方もいる。

そうすると中途障がいの方たちなどは、市からのいろいろな事業の案内がない限り、同じ障がい同士の触れ合いもなければ、健常者との触れ合いの場も設けられないというような今現状になっていると私は理解しているのですけれども、こういう方たちのこれからの活動の場というものをやはり何とか個人情報保護法があっても難しいといつも担当部署で言われるのですけれども、何とかこのままにしておいてはいけないのではないかと、ずっと私は気になっていたことなものですから、ここで改めて伺わせていただきたいと思っております。

**○鳥井本和義社会福祉課長** 障がい者団体の組織につきましては、さまざまな情報交換を行う場といたしまして重要であるというふうに考えております。

市内には、網走ろうあ者と共に手をつなぐ会や網走市身体障がい者福祉協会などの団体はありますが、委員のおっしゃるとおり個人情報の取り扱いなどにより、各団体でも範囲の拡大などの課題を抱えているというふうにお聞きしているところでございます。

当市といたしましては、既存の団体、新たに団体を設立しようとする方々に対しましては、当事者と協議をする中で必要かつ可能な支援は行っていきたいというふうに考えております。

**○佐々木玲子委員** そうですね、一番私が懸念しているというか、気になっていたのは、私自身がガイドヘルパーとして視覚障がいの方と触れ合うことが多かったものですから、以前はそういう方たちがそれぞれ団体があったものですから、社協が中心になって、その障がいは別として、そういういろいろな団体のトップの方に連絡さえすれば触れ合う場が設けられていたのです。一緒に健常者のボランティア団体と障がい者団体の各団体のいろいろな団体の方たちと年に1回程度、外出支援、一緒に交流しながら外出をするというようなイベントも行ったりにして、そういうときに各障がいを持たれる方たちが本当に喜々として集まってきてくださって、1日過ごした後、本当に楽しかったと、またこれを継続してほしいという要望も出ていたことがありました。

それが立ち消えになったまま今に至っているというのが私も非常に残念で、何とかまた皆さんの笑顔が見たいなという思いがありました。そういうことを申し上げた上で、今、課長から答弁があったように、これからはそういう方たちに何らかの形で声かけをしながら、またそういう団体の再構築のお手伝いをぜひしていただきたいなど、またそれぞれの障がいをお持ちの方、また新たに中途障がいになられた方、また障がいをお持ちで生まれてこられた方たちに、そういう働きかけを今より一層、充実させてやっていただきたいと思っておりますので、そこはこれからの努力だと思っておりますので、期待をしてこの質問は終わらせていただきます。ぜひ、頑張ってくださいと思います。



もう1点の質問は、一般廃棄物処理場の建設がこれから始まるわけなのですけれども、実は本当に協議が整うまで担当部署の方たちは随分、御苦労されたということを伺っておりますし、またその工事をすることによって影響を受けるであろう方たちからもいろいろな御相談を私も受けてもきました。

一番、私が気にかかっているのは漁業者団体の方たちが、この工事をするによって漁場の被害が起きるのではないかという懸念に対してのいろいろな配慮が行政側からどれだけできるかということが、協議のまとまりの大きな山だったのでないかと私は推察をいたしております。

そこで、十分協議をした結果、この工事に入ることになったと理解はしておりますけれども、これは念を押すというような形になるかもしれませんけれども、実際に工事が始まりましたら、工事業者というのはやはり監視をしていないとどこかでやはり気を抜くような行動に出たりするようなことがないとは限らないだろうと思っていくしかないかなど思っているのです。

そういうところで、市としてはどのような監視体制を行いながら、この工事を進めていくのか、再度、確認の意味で伺わせていただきたいと思えます。

**○梅津義則生活環境課長** 市としてどういった監視体制でということでございます。

やはり、委員がおっしゃられた点については、漁業協同組合とも最後の最後までお話し合いのところまで詰める段階で論点になったところがございます。

やはり工事中のそういった施工業者の監視体制については、常に公害防止協定ですとか、環境保全に関する覚え書きを取り交わしておりますけれども、その中にもうたわれているとおり、常時、職員を配置するというところで確約をしておりますので、それに基づいた監視体制をしていきたいというふうに考えております。

**○佐々木玲子委員** 生活環境課のほうで常時職員を配置をするということによろしいですね。常時ということは、どの程度、その監視に行けるものなのか、職員の皆さんもそれぞれ自分の職務があるでしょうから、どのような監視体制、具体的にもう少しお話いただければと思います。

**○後藤利博市民部長** 今、工事中の監視体制とい

うことでお話をいただきましたけれども、ちょっと経過をお話させていただきますと、この一般廃棄物処理の建設に関しましては委員からお話がありましたようにポンバイラギ川、河川の近隣を候補地としたということがございまして、網走漁業協同組合、特に磯部会を中心にその防災対策についての協議を重ねてまいりました。

2月10日になりまして、公害防止協定並びに環境保全に関する覚え書きを取り交わし、また明治地区周辺の地域とは今後、またその協定書も締結をしていくという予定で考えておりまして、特に工事の監視体制につきましては、これは網走市の事業でございますから、これまでも技術屋のほうでいろいろ経験を持っている方にもきっちり監視をしていただくということになりますし、施工業者におきましても、私どもが今、基本設計を固めた中のものをこれからしっかり実施設計をして、本当に安全であるというような設計を組んだ中において手抜かりのないような工事をしっかりしていただくというようなことを念頭において、今後、工事を進めていくというふうに考えております。

**○佐々木玲子委員** 特に漁業者の方たちの懸念は非常に大きいものがあると私は重く受けとめておりますので、しっかりと市のほうとしても、しっかりその辺の監視体制を強化しながら、この工事を進行していく中で油断することなくやっていただきたいということを申し上げまして、質問を終了いたします。

**○平賀貴幸副委員長** 以上で、本日の日程であります一般会計の歳出のうち、民生費、衛生費及びその特定財源に関する歳入の細部質疑を終了しました。

本日は、これで散会いたします。

再開は、あす午前10時としますから、参集を願います。

御苦労さまでした。

午後3時40分 散会